

開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時【未校正速報版】

会議の名称	令和6年第1回取手市議会定例会			
招集年月日	令和6年 2月29日			
招集の場所	取手市議会議場			
開会及び閉会 日時並びに その宣告者	開会	令和6年 2月29日午前10時00分	議長	岩澤 信
	閉会	令和6年 3月21日午後 時 分	議長	岩澤 信
会議録署名 議員の氏名	3番	岡口すみえ	4番	古谷貴子

招集に応じた議員の氏名及びその年月日

令和6年 2月29日

1番	長 塚 美 雪	13番	岩 澤 信
2番	本 田 和 成	14番	落 合 信 太 郎
3番	岡 口 す み え	15番	石 井 め ぐ み
4番	古 谷 貴 子	16番	金 澤 克 仁
5番	杉 山 尊 宣	17番	細 谷 典 男
6番	佐 野 太 一	18番	山 野 井 隆
7番	海 東 一 弘	19番	染 谷 和 博
8番	根 岸 裕 美 子	20番	佐 藤 隆 治
9番	久 保 田 真 澄	21番	入 江 洋 一
10番	鈴 木 三 男	22番	赤 羽 直 一
11番	関 川 翔	23番	遠 山 智 恵 子
12番	小 堤 修	24番	加 増 充 子

令和6年第1回取手市議会定例会会議録（第1号）

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年 2月29日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年 2月29日午後 3時02分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局 長	吉 田 文 彦		事務局 次長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市	長	中 村	修
教 育	長	伊 藤	哲
総 務 部	長	鈴 木	文 江
選挙管理委員会書記長			
政 策 推 進 部	長	齋 藤	嘉 彦
財 政 部	長	田 中	英 樹
福 祉 部	長	彦 坂	哲
健 康 増 進 部	長	渡 来	真 一
まちづくり振興部	長	野 口	昇
建 設 部	長	前 野	拓
都 市 整 備 部	長	浅 野	和 生
教 育 部	長	井 橋	貞 夫
消 防	長	岡 田	直 紀
福 祉 部 次	長	下 田	浩
会 計 管 理 者		石 塚	幸 夫
総 務 課	長	松 崎	剛
選挙管理委員会書記長補佐			
政 策 推 進 課	長	高 中	誠
財 政 課	長	海 老 原	輝 夫
課 税 課	長	稲 村	忠 弘
高 齢 福 祉 課	長	秋 山	和 也
国 保 年 金 課	長	関 口	勝 己
都 市 計 画 課	長	大 久 保	益 雄
保 健 給 食 課	長	大 野	篤 彦
指 導 課	長	丸 山	信 彦
生 涯 学 習 課	長	塚 本	豊 康
財 政 課 副 参 事		谷 池	公 治
社 会 福 祉 課 副 参 事		根 本	真 人

令和6年第1回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和6年 2月29日（木）午前10時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	委員会提出議案第1号	取手市議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第5	議案第3号	取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第4号	取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第5号	取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第6号	取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第7号	取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議案第8号	取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第9号	取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第10号	取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第11号	取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第7	議案第12号	取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第13号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議案第14号	取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第15号	取手市営住宅条例の一部を改正する条例について
	議案第16号	取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
	議案第17号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第18号	市道路線の認定について
	議案第19号	市道路線の変更について
	議案第20号	市道路線の廃止について
日程第8	議案第21号	取手小学校他7校小学校教師用デジタル教科書・教師用指導書の取得について
日程第9	議案第22号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第11号）
日程第10	議案第23号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）
	議案第24号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第25号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第26号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
	議案第27号	令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）
	議案第28号	令和5年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第29号	令和6年度取手市一般会計予算
	議案第30号	令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
	議案第31号	令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第32号	令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第33号	令和6年度取手市介護保険特別会計予算
	議案第34号	令和6年度取手市競輪事業特別会計予算
	議案第35号	令和6年度取手地方公平委員会特別会計予算
日程第12	議案第36号	取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	同意案第2号	取手市教育委員会委員の選任に関する同意について
日程第14	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第15	一般会計予算・決算審査特別委員会設置の件	
日程第16	市政に関する一般質問	
	①山野井 隆	議員
	②染谷 和博	議員
	③海東 一弘	議員

会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	委員会提出議案第1号	取手市議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第5	議案第3号	取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第4号	取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第5号	取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第6号	取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第7号	取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議案第8号	取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第9号	取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第10号	取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第11号	取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第7	議案第12号	取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第13号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議案第14号	取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第15号	取手市営住宅条例の一部を改正する条例について
	議案第16号	取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
	議案第17号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第18号	市道路線の認定について
	議案第19号	市道路線の変更について
	議案第20号	市道路線の廃止について
日程第8	議案第21号	取手小学校他7校小学校教師用デジタル教科書・教師用指導書の取得について
日程第9	議案第22号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第11号）
日程第10	議案第23号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）
	議案第24号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第25号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第26号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
	議案第27号	令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）
	議案第28号	令和5年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第29号	令和6年度取手市一般会計予算
	議案第30号	令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
	議案第31号	令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第32号	令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第33号	令和6年度取手市介護保険特別会計予算
	議案第34号	令和6年度取手市競輪事業特別会計予算
	議案第35号	令和6年度取手地方公平委員会特別会計予算
日程第12	議案第36号	取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	同意案第2号	取手市教育委員会委員の選任に関する同意について
日程第14	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第15	一般会計予算・決算審査特別委員会設置の件	
日程第16	市政に関する一般質問	
	①山野井 隆	議員
	②染谷 和博	議員
	③海東 一弘	議員

令和6年第1回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	2月29日	木	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 一般会計予算・決算審査特別委員会設置 一般質問（山野井・染谷・海東議員）
2	3月1日	金	本会議	午前10時	一般質問（岡口・久保田・杉山・金澤・古谷・赤羽・加増議員）
3	3月2日	土	休会		
4	3月3日	日	休会		
5	3月4日	月	本会議	午前10時	一般質問（根岸・落合・鈴木・入江・佐藤・細谷議員）
6	3月5日	火	本会議	午前10時	一般質問（小堤・長塚・石井・本田・遠山・佐野議員）
7	3月6日	水	本会議	午前10時	議案質疑・付託
8	3月7日	木	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
9	3月8日	金	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
10	3月9日	土	休会		
11	3月10日	日	休会		
12	3月11日	月	休会		議事整理日
13	3月12日	火	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
14	3月13日	水	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会
15	3月14日	木	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会
16	3月15日	金	休会		議事整理日
17	3月16日	土	休会		
18	3月17日	日	休会		
19	3月18日	月	委員会	午前10時	一般会計予算・決算審査特別委員会
20	3月19日	火	委員会	午前10時	議会運営委員会
21	3月20日	水	休会		祝日（春分の日）
22	3月21日	木	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決、閉会

議事の経過

午前 10 時 00 分開会及び開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で、定足数に達しております。よって、令和 6 年第 1 回取手市議会定例会は成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。今定例会における会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において、岡口すみえさん及び古谷貴子さんを指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（岩澤 信君） 日程第 2、会議の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日から 3 月 21 日までの 22 日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 3 月 21 日までの 22 日間と決定いたしました。なお、会期中の会議日程については、サイドブック스에登載したとおりであります。

日程第 3 諸般の報告

○議長（岩澤 信君） 日程第 3、諸般の報告を行います。まず、私から報告を行います。閉会中に行われました一部事務組合議会の報告については、サイドブック스에登載したとおり、常総地方広域市町村圏事務組合議会については赤羽直一君から、茨城県南水道企業団議会について佐藤隆治君から、龍ヶ崎地方衛生組合議会については海東一弘君、加増充子さんから、利根川水系県南水防事務組合議会については関川 翔君から、取手市外 2 市火葬場組合議会については石井めぐみさんから、茨城県後期高齢者医療広域連合議会について落合信太郎君、久保田真澄さんから報告がありました。

次に、専決処分の承認議決を求めない報告については、サイドブック스에登載したとおり市長から報告がありました。

次に、採択した請願の処理経過につきまして、サイドブック스에登載したとおり報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 委員会提出議案 取手市議会会議規則の一部を改正する規則について 案 第 1 号

○議長（岩澤 信君） 日程第4、委員会提出議案第1号、取手市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、赤羽直一君。

〔議会運営委員長 赤羽直一君登壇〕

○議会運営委員長（赤羽直一君） 委員会提出議案第1号、取手市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をさせていただきます。この改正によって、オンラインでも投票できる投票システムを導入し、オンラインで委員長・副委員長の選挙ができるようにする改正でございます。これはデモテック戦略特別委員会等で御協力いただいております東京インタープレイの皆様はじめデモテック関係の皆様、そして、ここにいる議員の皆様、そして改正前の議員の皆さん、そして議会事務局の皆さんと一緒に努力を重ねた結果、オンラインでも選挙ができるというシステムがやっと出来上がりました。今まで御努力いただいた皆さんに感謝を申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 以上で、説明が終わりました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について疑義をたずねるために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。

なお、委員会提出議案第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しません。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は、議会基本条例第11条にあるとおり、賛成反対を明確にするものです。また、会議規則第69条に表決には条件をつけることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言し、終わってみれば賛成すること及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから委員会提出議案第1号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

[入室コードを議員が入力]

○議長（岩澤 信君） 入力できましたでしょうか。——全員の入室を確認しました。

委員会提出議案第1号、取手市議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

- | | | |
|------|-------|---|
| 日程第5 | 議案第3号 | 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第4号 | 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第5号 | 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第6号 | 取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |

○議長（岩澤 信君） 日程第5、議案第3号から議案第6号までを一括議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2月26日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第3号から議案第6号までについて、会議規則第37条第3項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第3号から議案第6号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は3月6日に行います。

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第6 | 議案第7号 | 取手市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第8号 | 取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第9号 | 取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第10号 | 取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 |

を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 1 1 号 取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（岩澤 信君） 日程第 6、議案第 7 号から議案第 11 号までを一括議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2 月 26 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 7 号から議案第 11 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 7 号から議案第 11 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。

日程第 7 議案第 1 2 号 取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 1 3 号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 1 4 号 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 5 号 取手市営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第 1 6 号 取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
議案第 1 7 号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 1 8 号 市道路線の認定について
議案第 1 9 号 市道路線の変更について
議案第 2 0 号 市道路線の廃止について

○議長（岩澤 信君） 日程第 7、議案第 12 号から議案第 20 号までを一括議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2 月 26 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 12 号から議案第 20 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 12 号から議案第 20 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。

日程第 8 議案第 2 1 号 取手小学校他 7 校小学校教師用デジタル教科書・教師用指導書の取得について

○議長（岩澤 信君） 日程第8、議案第21号、取手小学校他7校小学校教師用デジタル教科書・教師用指導書の取得についてを議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2月26日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第21号について、会議規則第37条第3項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第21号について、会議規則第37条第3項の規定により、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第21号、取手小学校他7校小学校教師用デジタル教科書・教師用指導書の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第22号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第11号）

○議長（岩澤 信君） 日程第9、議案第22号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2月26日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第22号について、会議規則第37条第3項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 22 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。

議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本案の本会議における質疑は通告制で行うこととなっております。本案に対して質疑の通告がありませんでしたので、議案第 22 号に対する質疑はこれで打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 22 号につきまして、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 全員賛成です。したがって、議案第 22 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 22 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 23 号 令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）

議案第 24 号 令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 25 号 令和 5 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 26 号 令和 5 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 27 号 令和 5 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 28 号 令和 5 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 10、議案第 23 号から議案第 28 号までを一括議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2 月 26 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 23 号から議案第 28 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 23 号から議案第 28 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。

日程第 11 議案第 29 号 令和 6 年度取手市一般会計予算
議案第 30 号 令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
議案第 31 号 令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 32 号 令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 33 号 令和 6 年度取手市介護保険特別会計予算
議案第 34 号 令和 6 年度取手市競輪事業特別会計予算
議案第 35 号 令和 6 年度取手地方公平委員会特別会計予算

○議長（岩澤 信君） 日程第 11、議案第 29 号から議案第 35 号までを一括議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2 月 26 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 29 号から議案第 35 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 29 号から議案第 35 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。

日程第 12 議案第 36 号 取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（岩澤 信君） 日程第 12、議案第 36 号、取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

[市長 中村 修君登壇]

○市長（中村 修君） それでは、議案第 36 号の提案理由をご説明申し上げます。議案第 36 号、取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、同法の別表第 2 が廃止され、その内容が主務省令で定められることに伴い、新たに特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の定義が創設されることを踏まえ、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細についてご説明申し上げます。第 2 条におきましては、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報を定義するものであります。また、第 4 条及び第 5 条におきましては、

利用しておりました法の別表が廃止されるため、個人番号の利用範囲が、特定個人情報の提供に関し文言を明記するものであります。

以上、議案第 36 号につきまして提案理由をご説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本会議における質疑は 3 月 6 日に行います。

日程第 13 同意案第 2 号 取手市教育委員会委員の選任に関する同意について

○議長（岩澤 信君） 日程第 13、同意案第 2 号、取手市教育委員会委員の選任に関する同意についてを議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2 月 26 日にオンラインにより説明が行われております。

お諮りいたします。同意案第 2 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、同意案第 2 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第 2 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、同意案第 2 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから同意案第 2 号を採決いたします。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

同意案第 2 号、取手市教育委員会委員の選任に関する同意について、猪瀬哲哉氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第 2 号については、猪瀬哲哉氏の選任に同意することと決定いたしました。

日程第 14 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（岩澤 信君） 日程第 14、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2 月 26 日にオンラインにより説明が行われております。

お諮りいたします。諮問第 1 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、諮問第 1 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第 1 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております諮問第 1 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから諮問第 1 号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日和佐壽美子氏が適任であると答申することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、諮問第 1 号については、日和佐壽美子氏が適任であると答申することに決定しました。

日程第 15 一般会計予算・決算審査特別委員会設置の件

○議長（岩澤 信君） 日程第 15、一般会計予算・決算審査特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については、サイドブックに登載した内容のとおり設置することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については、サイドブックに登載したとおり設置することに決定しました。

ただいま設置いたしました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の私が指名いたします。

それでは指名いたします。一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に、長塚美雪さん、古谷貴子さん、杉山尊宣君、佐野太一君、海東一弘君、久保田真澄さん、関川 翔君、山野井 隆君、佐藤隆治君、遠山智恵子さん、以上10名を指名いたします。

ここで、一般会計予算・決算審査特別委員会を開いて、正副委員長の互選をしていただきたいと思います。なお、この委員会は、インターネットによる映像配信を行いませんので、ご承知置きください。大会議室で10時45分から委員会を招集します。

休憩します。

午前10時27分休憩

午前11時10分開議

○議長（岩澤 信君） 再開します。

休憩中に一般会計予算・決算審査特別委員会が開かれ、正副委員長が互選されましたので議長から報告します。一般会計予算・決算審査特別委員長に佐藤隆治君、副委員長に山野井 隆君、以上のとおりです。

日程第16 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君） 日程第16、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第62条第1項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもございません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますのでご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み1人60分以内です。また、1回目の質問は30分以内で行うこととします。それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、山野井 隆君。

〔18番 山野井 隆君登壇〕

○18番（山野井 隆君） 皆さん、おはようございます。国民民主党、会派みらい・維新・国民の会——長いですね、山野井 隆でございます。去る1月28日に取手市議会議員選挙が行われまして、自身5回目の当選をいたしました。4年間しっかりと **市政？市勢**

では？発展のために頑張っていきます。よろしくお願ひします。この一般質問なんですけども、この順番をくじ引で決めている——私、くじに初めて参加をしたわけなんですけども、2番を引き当てまして、3月1日——キリがいいところで3月1日の初めを選ぼうかなと思ったんですけども、岡口議員がそちらがいいということで、私——でもよく考えたら今日はどういう日ということで、4年に1回しかない2月の29日でございます。これも記念すべき日かなと思ひまして、喜んで今日は1番目の登壇をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、一般質問でございますが、通告しておりますのは、まずはこの人口増に向けての取組ということで、給食費の無償化について質問していきたいと思ひます。それでは、この無償化実現に向けての意思を改めて問ひたいと思ひます。現在、日本の人口は1億二千……。

〔地震警報が鳴る〕

○18番（山野井 隆君） 大丈夫ですか。もう一回行きます。

〔「自信持って」と呼ぶ者あり〕

○18番（山野井 隆君） （続）自信たっぷりに……。

〔笑う者あり〕

○18番（山野井 隆君） （続）それでは、人口増に向けた取組ということで、給食費無償化実現に向けての意思を改めて問うてみたいと思ひます。現在、日本の人口は1億2,570万人であります。50年後には8,700万人、100年後には4,900万人にまで減少すると推計されています。国立社会保障・人口問題研究所の予測では、茨城県内の人口は2050年に62万人が減少、225万人となる中で、つくば市、守谷市、つくばみらい市のみが人口を増やすとの予測が報道されております。このような予測を覆すためにも、取手市としては選ばれるまちづくりに先手を打っていくべきであります。自身も含め多くの議員が給食費無償化を求めて質問してきた過去がございます。国が結婚・出産・教育に関して十分な財政出動を行ってこなかったことは明白であります。G7やOECD加盟国との比較においても、子ども・子育てに関する支出はワーストでございます。昨年の出生数は74万人で過去最少人数を記録しました。出生率は世界で何と215位。少子化は日本の基幹産業をはじめ、あらゆる分野で人手不足という問題を深刻化させ、日本社会全体に悪影響を及ぼしております。結婚・出産を通じた経済不安による晩婚化・非婚化が少子化のまさに真因であります。2月15日、青森県では、県内全市町村の小中学校で給食費を無償化する財源を準備していることが報道されました。2月20日には、昭島市、三鷹市、西東京市が公立の全小中学校の給食費無償化を発表。国が全国的に行うことが求められますが、国ができない・やらないのであれば、自治体でやるしかない。自治体によって格差があるのはおかしいことと各自治体の首長は発言しています。さて、そこで改めて、中村市長に給食費無償化に対する現在のお気持ちを伺います。

〔18番 山野井 隆君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、山野井議員の給食費の無償化についての御質問に答弁させていただきます。学校給食費の無償化、保護者負担軽減策、これらについてはこれまでも多くの議員の皆様から御質問をいただき、御答弁を申し上げているところでございます。学校給食を実施するための経費は、学校給食法第11条及び学校給食法施行令第2条によりまして、給食施設の維持管理や学校給食に従事する職員に要する経費は設置者の負担とし、それ以外の経費は保護者負担とすることが定められております。市ではその負担区分に基づきまして、食材費を学校等給食費として保護者の皆様から御負担いただいているところでございます。学校給食費無償化のためということですが、行政としましては多くの重要な事項を展開していく中で、学校給食費の保護者負担軽減を行う財源を一般財源だけで捻出し実施していくことは非常に難しいと考えております。そのような中で、令和5年第3回定例会で議決を受けました「物価高騰に左右されない給食の提供を求める決議」を提言いただいております。保護者の負担軽減を図りながら給食の量と質を維持するための措置の対応としまして、国の交付金を活用しまして食材費高騰分に充てるための賄材料費約5,711万3,000円を、令和5年第4回定例議会におきまして、繰越明許費として御承認いただいたところでございます。今後も保護者の負担軽減を図りながら、給食の量と質を維持するための対応に努めてまいりたいと考えております。学校給食費を無償化するには、令和6年度当初予算換算で申し上げますと、保護者から徴収する学校給食費約3億3,000万円、それに先ほどお話ししました国の交付金を活用した食材費高騰分に充てます賄材料費約5,700万円を合わせますと、約3億9,000万円となります。この全てを一般財源だけで捻出し、継続的に給食費無償化を実施していくことは、容易にできるものではないと考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 御答弁ありがとうございます。今までの答弁、12月の議会でも給食費の無償化について、いろんな議員さんから同じような提案がありましたけれども、答弁はここまで変わらなかったということで。これについてどうこうまた言うつもりはないんですけども、今、給食費の滞納をしてる方、そして滞納してる金額、どのぐらいありますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） 山野井議員の御質問にお答えいたします。令和4年度の決算額で申し上げますと、滞納者数とその金額は、令和4年度現年度分で171名、約280万円、令和3年度までの過年度分で49名、約290万円となっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） この給食費の滞納、原因はいろいろ様々あると思います。これについて、児童手当から天引きする形があるというふうにおっしゃっていますが、この現状についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。児童手当からの給食費の未納分の徴収につきまして、保護者から同意を得た上で申出書を提出いただいております。未納がございましたときに、この児童手当のほうから徴収いたしますけれども、昨年度——令和4年度の実績で277名分で約470万円ほど児童手当のほうから徴収しているような現状でございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ちなみにこの児童手当の振替なんですけども、これは保護者の同意が必要ということで、これは拒否することもできますよね。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。申出書のほうを提出していない御家庭からの児童手当からの徴収のほうはしておりません。

○18番（山野井 隆君） してない……。

○保健給食課長（大野篤彦君） （続）あくまで申出書を頂いた方で給食費の未納がある分に関しては、その児童手当のほうから引き落としをさせていただいておりますけれども、その申出書が提出いただけない御家庭の分に関しましては、児童手当のほうからは徴収はしてないような現状でございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） そうしますと、申出書を出してない方は請求に何うと——別途徴収に何うという作業を行っているということによろしいですね。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。別途、督促状とか電話催告——電話での請求であったり、そういった形で未納分に関しての請求を行っているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） その対応については正しい対応だと思うんですけども、自治体によって——払えない——払いたくても払えない人もなかなかいたり、物価の高騰だったり。その中で片や、やはり市から取り立てられてしまう人もいるし、中には無償化になっているところはそのこと自体が起きないという、大きな格差があるなということはこの分かったと思います。

次に、この物価高騰対策の補助金終了後のこの財源といいますか、給食費をどうするのかということをご改めて伺います。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 今ご質問いただきました、来年度までは国の交付金を活用して給食の量と質を維持し、保護者に新たな負担増を求めないという形になりますが、その補助金終了後という形なんですけども、現在考えているのは、やはり栄養バランスは非常に大切ですので、量と質を維持したまま提供することがまず最優先と考えております。しかしながら、その先につきまして、食材費の高騰分につきましては、最善を尽くして今後ちょっと慎重に対応を考えていきたいといったところです。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 値上げしないでくれという話が議員からも上がってると思いますので、それはないだろうなど、またあってはいけないと思います。

次に、この給食費のことちょっと戻りますけれども、たしか給食費の未納分を不納欠損されています。つまり、これはどういうことなのでしょう、不納欠損するということは。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。こちらの不納欠損なんですけれども、平成 30 年度に制定されました取手市債権管理条例に基づきまして、令和元年度に過年度分の徴収見込みのない学校給食費の債権放棄を行いまして、不納欠損をしております。債権放棄をした主な理由といたしましては、保護者が死亡している方や、市外転出などにより所在が不明な方、要保護・準要保護のうち認定前の未納額がある方などを対象に債権放棄し、不納欠損をしているような状況でございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 分かりました。今不納欠損の——債権放棄をした理由を幾つか述べられたと思いますが、これ以外の理由での方も当然いらっしゃいますよね、主な理由ですから。いらっしゃいますよね。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） 今言った方が主な理由の方で、それ以外の理由で——債権放棄をして不納欠損したという方はいらっしゃいます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 債権放棄をした上で、また新たな未納者が出てくると、これの繰り返しになると思うんですよね。その辺をどう考えるかということが今後の課題になってくると思います。今回、給食費の財源を一財から捻出ということをそちらからいつもおっしゃってるんですけど、私はそう思っておりませんで、例えば——これ財政部のほう——財政課のほうになるんですけども、この決算剰余金、これは例えば前年度実績でどのぐらい剰余金が余っているのか、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、山野井議員の御質問にお答えいたします。令和 4 年度決算の剰余金につきましては、15.7 億円ほどとなっております。当初予算で見込んだ 5 億円との差額、こちらを令和 5 年 9 月の補正予算で繰越金として歳入に計上しております。決算剰余金は、地方財政法の規定により、その 2 分の 1 以上を積み立てなければならぬとされております。同じく 9 月の補正予算で財政調整基金に積み立てる処理をしております。財政運営上の取扱いとしましては、決算剰余金は基金への積立分も含めまして、その年度の補正予算の財源あるいは次年度の当初予算の財源として活用しております。令和 5 年度におきましては、財政調整基金は 4.3 億円ほどの取崩しで対応できる見込みとなっておりますが、過去には令和元年度で 10.1 億円、令和 2 年度では 7.2 億円の取崩しをした経過もございます。また、令和 6 年度当初予算でも 6 億円の取崩しを要しているとい

う状況になっておりまして、年々——年によって大きく変動いたします。また、決算剰余金自体も同様に変動幅が大きく、令和元年度や2年度では、前年度繰越金は9億円弱にとどまっております。補正財源と次年度予算——当初予算の財源に不足を生じておりました。こういったことから、決算剰余金を財源として見込んで恒常的な新規事業を開始するという事は、財政運営上、大きなリスクを抱えることになるかと考えております。中長期的な財政規律を保っていくためには、こういった点にも十分留意しながら、財源の配分を検討していくことが重要であるというふうと考えております。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ルールについては、今分かりました。ここ直近3年間は、税収見込額、これはどうなっているのかお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中……。

○18番（山野井 隆君） すみません、ちょっと聞き直します。その見込額と結果がどのくらい乖離してるのか、もしくは見込みどおりだったのかお尋ねします。——ですから、見込み——当たってたのかどうか、その辺。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） 今後3年間の市民税の税収見込みということでお答えさせていただきます。令和6年度の経済見通しでは、デフレ完全脱却のための総合経済対策の進捗に伴い、個人消費や設備投資等、内需が牽引する形でGDPの成長率は実質で1.3%程度、名目で3%程度と見込まれています。そのような状況の中で景気は現在足踏みしておりますが、下振れの懸念はなく、令和6年度の経済は経済活動の再開、それから賃金等の上昇で回復基調になるのではないかとこのように見込んでおります。そういった中で取手市におきましては、個人市民税は人口減などの影響、それから固定資産税については土地の下落率、こちらの幅が穏やかになってきておりますけれども、下げどまっていないというようなことなど、多少のマイナス要因はあるのかなというふうと考えております。そういった中で市税全体については、ある程度年度間で増減はありますけれども、この令和6年度の当初予算で見込んだ市税の額、これを大体横ばいでいくのではないかなというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） リスクを見込んでということだったんですけど、国全体もですけれども、この賃上げとそれからこのデフレ脱却に向けての政策というのは、これ賃金上がっていくんですね。円安の関係が、全体的に輸出企業の成績が上がるということだとか、当市においてはこの横ばいというよりも、私は国の決算の結果で見ると、大分3年連続外してるんですよ、予測を大きく外して税収がすごく上がってるんですね。取手市だけは上がらないんですかね。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） 取手市だけが上がらないというわけでもなくて、今回この令和5年度の今回の補正予算の中でも、今年度当初予算で見込んだ市税よりも、個人市民税

それから法人市民税とも実績に基づいて上昇しておりますので、若干の補正予算で増額を見込んでおります。当初の見込みがどのぐらいの幅で増減するかというのは、なかなかその実績が出ないと難しいところがございますが、おおむね横ばい——今後3年ぐらいは横ばいなんではないかなという私たちの見込みでございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） もちろんリスクを回避するのは大事なことでありますが、行政は民間企業じゃないですよ。そうじゃないと思うんですよ。倒産——例えば会社であれば倒産を恐れて企業内部留保するとかというのは分かるんですよ。でも自治体がリスクばかりを気にしてやっぱりため込み続けるというのは、私はあまりいいことではないと、これはいろんな経済的な視点から申し上げています。国が税収を3年連続上振れてるのを外してるわけですよ。ということは逆に言うと、今、自治体の基金というのはたまっている傾向にあるんですよ。ですから、ためるのではなくて、その都度少しずつ出していっためないようにすると。それを何に出すのかという優先順位、これを私は大事にするべきではないか。リスクというのはいろいろあると思うんですよ。ただこれは取手市が何かを失敗したリスクではなくて、あくまで外部要因によるリスク、例えばこの間の水害なんかもそうでしたけども、あれ取手市が全部その支払いするわけじゃなくて、国がある程度そういうものは面倒見てくれるし、しなきゃいけないし、取手市自体が全リスクを想定して貯蓄に走るというのは、私はあまり得策ではないという考えを持っています。

次に行きます。ちょっと資料を出していただきます。それではスクリーンのほうをお願いします。

〔18番 山野井 隆君資料を示す〕

○18番（山野井 隆君） 先ほどは申し上げませんでしたけれども、まず茨城県内の給食費の無償化の状況を御覧いただきたいと思います。これ完全無償化になっているところ、一部無償化——例えば中学校だけとか、それから期間限定——暫定的に今年の3月までにするとか、それから今後は無償化を予定している自治体、これ約22ございまして、これ私の独自の調査なんでもしかすると漏れてる可能性もありますけれども、今こういう状態にあるんですよ、茨城県内でも。これ不思議なことに、土浦市を除いた県南地域が全然入ってないなと思ひまして、1か所でも例えば県南地域でうちがやるぞとなると、恐らくその効果が波及して県南地域も当然進んでいくものであろうというふうに予測はできるんですが、そのリーダーたる取手市として、ぜひ中村市長に先頭に立っていただけないかということでございますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 山野井議員の質問に答弁いたします。給食費につきましては、無償化に踏み出している自治体が増えている、そして期間を限定して無償化をしているところ、中学生のみに限定しているところ、それからまた半分とか、そういった給食費の無償化など、複数の自治体で段階的ながらも給食費の無償化が広がっていることは把握しております。また、学校給食が成長期にある児童生徒の心身の健全な発育、食に関する正し

い理解と適切な判断を養うなど、重要な役割を果たすことと考えています。給食費は国でも活発に議論されていますが、その無償化については各自治体の中で格差が生じてくるのは決して望ましいものではないというふうに思っています。本来、国のほうが一律に取り組むべきものと——あるものと考えておりました、昨今、こども未来戦略方針の策定を機に、国でも給食費無償化に向けた議論・調査がさらに進められている、そういうところから、いまだに給食費無償化に向けた具体的な方策が見えてこない状況でございます。そのような中で取手市としても、国の動向を引き続き注視をしつつ、給食費の無償化以外の施策も含めて、子育て世代の支援のためにどのような支援策が効果的なのか、そういったこと全て含めて検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。最後に「検討」という言葉がありましたけども、本当にありがとうございます。これについては、青森県は県で予算を準備したということでございますので、茨城県の令和6年度予算案を私、取り寄せたんですけども、そこにもまだ給食費の無償化は明記されていなかったということで、茨城県としては、県としてもなかなかこの可能性は今ない、難しいだろうというふうに思っております。突然やるぞっと言っても全然みんな喜ぶと思っておりますので、ぜひここまでの答弁は気にすることなく……

〔笑う者あり〕

○18番（山野井 隆君） （続）やっぱり喜ぶますよ。だって中村市長だってお孫さんがきっとお生まれになられて、本当におめでとうございます。多分この政治決断って難しいと思うんですよ。僕も言われましたよ、「私が中学校のときは無料じゃなかったのにこれからの人はいいですね」とか、あと例えばお子さんがいらっしやらない子だとか——方だとか、各いろんな状況の方がいる中でいろんな批判もあると思います。ただ、最終的にやっぱり人口減少だとか労働世代が減るということは、自分に返ってくるんだというのを皆さん社会全体で感じてるとこなんじゃないかなと思って、それで国も慌ててるんだろうなと思っております。ぜひともこの辺はいつでも方針変えていただいて結構ですので、お願いをしたいと思います。以上で、この給食費の質問は終えたいと思います。どうもありがとうございます。

次に行きます。次に、国保基金についてお尋ねをしたいと思います。まず、この国保基金の残高とこの還元策について、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 山野井議員、確認です。質問要旨の2番、結婚新生活……。

○18番（山野井 隆君） ごめんなさい、結婚——失礼しました。

○議長（岩澤 信君） こちら、よろしくお願いします。

○18番（山野井 隆君） 次に行きます。結婚新生活支援制度、少子化対策の一環として国が行う事業で取り入れていただき誠にありがとうございます。この制度の導入を提案したのは、結婚する市民からの意見を頂戴したことがきっかけでございます。直近の事業実績をまず伺います。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 山野井議員の御質問に答弁いたします。この制度の実績ということでございます。この制度、昨年の第2回定例会で補正予算を計上させていただいて導入したということからの実績でございますけれども、現在のところ18件の申請を受けておりまして、350万円程度、交付決定をしているという状況でございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。直近の実績だけ聞くと、18件で何かあまり多くないなという印象なんですけれども、たしか所得制限がありました。夫婦の合算した所得が500万円以内ということでありまして、この所得制限の根拠は何でしょう。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。この結婚支援制度なんですけれども、国の制度にのっとって実施しておりまして、国の基準といたしまして、経済的な不安を解消するという観点から、500万円未満ということで国が設けたものでございます。若い夫婦でやはり経済的にも不安を感じる、その辺りの所得として国が500万円という基準を設けたものと考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） この国が考えた500万円という所得制限なんですけど、これもやっぱり自治体間で格差があるのかもしれない。取手市の平均市民所得が272万円ということですから、ご夫婦足すと544万円になっちゃうんですね。だから適用——なるべく多くの方にこの制度を使っていただくための要件緩和が私は必要じゃないかと思っております。私が調べたところによりますと、要件の緩和は可能だということを知っておりますけれども、例えば取手市においてあと何万円——505万円だったから残念だねという感じでその制度を利用できないのか、何か工夫があるのか、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。仮に505万円という所得になってしまった場合に、大変心苦しいんですけれども、やはり500万円という基準がございまして、その場合はお断りするということになります。こちら500万円ということで国の基準ありまして、確かにこれをもう少し緩和できないのかというお話もあるんですけれども、ここから先の拡大になってしまいますと、やはり財源の問題になってしまいまして、一般財源とかそういう話になってきますので、今のところは国のこの制度にのっとって実施させていただいているという状況でございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） せめて600万円にしませんか、自治体の負担になりますけど。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） 今500万円で、仮に505万円の方が残念な思いをされてしまうんですけれども、仮にまた600万円ということにした場合でも、605万円の方が残

念な思いをしてしまうというところもありまして、今のところは国の制度にのっとってなんですけれども。この結婚ということで、山野井議員からもお話をいただいて進めているところなんですけど、ほかにもいろいろ住まいの問題ですとか、いろいろな若い世代を支援する制度ございますので、そういったものも含めて取手市として何が効果的なのか、今後考えていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。それでは次の質問に移りたいと思っております。次は、基金についてお尋ねをいたします。国の基金に関するニュース報道を少し紹介させていただきます。税金などで設立した国の基金でも、管理費を支出するだけの――要するに休眠基金、必要以上の剰余金を抱える基金など、ずさんな管理が問題になっているそうです。残高は2023年度末時点で計16.6兆円にも上り、政府は低調な執行が続く基金は意義や有効性に問題があると見直しの動きがあるんですが、なかなかこれも至っていないと。基金について透明性等を確保、そしてチェック機能を働かせるための法整備の必要性を訴える経済学者もおられます。例えば事業の終了時期が明確でなかったり、目標がはっきり定まらないのに基金として積み上げていくものが多いという指摘がございますが、この中で国保基金の、まず残高と今後の活用方法をお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、渡来真一君。

〔健康増進部長 渡来真一君登壇〕

○健康増進部長（渡来真一君） それでは、山野井議員の御質問に答弁させていただきます。まず、令和5年度末の国保基金残高でございますが、43億621万3,278円を見込んでおります。国保基金を活用した被保険者への還元についてまず申し上げさせていただきますと、令和4年度より賦課方式が県内2方式に統一された際、本市では均等割、所得割、平等割の3方式から平等割を除く2方式に変更後も現行の保険税率を据置きまして、減収する平等割分については国保基金から補てんすることによりまして、新たな税負担を課することなく、全世帯に対する保険税の負担軽減を図ってございまして、均等割額は県内で一番低い設定となっております。また、18歳以下の均等割額を第1子の場合は50%減免、第2子以降は100%減免とすることで、子育て世代の負担軽減を行ってございまして、その財源につきましては国保基金のほうから充当してございます。さらに、政令による産前産後期間の保険税の減額に加えまして、育児休業期間の財政的支援として、産前産後期間を延長した減免措置及び18歳以下の全ての被保険者の均等割額を100%減免とする拡充を図るため、今回の定例会に国保税条例の一部改正を上程させていただいてございまして、いずれも国保基金を活用した取手市独自の新たな取組でございます。

今後の国保基金の見通しについても述べさせていただきますが、国民健康保険の加入者は減少傾向にございます。1人当たりの医療給付費は増加傾向にありまして、その中で本市では保険税率等を据置きまして、減収となる財源不足分と市独自の減免措置分を国保基金から充当していくこととなりますので、国保基金は減少していくものと見込んでございますが、今後の国保財政と国の保険制度を取り巻く状況の変化をしっかりと見据えながら、国保基金の運営を行いつつ、被保険者への還元策を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔健康増進部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。この国保の基金は43億円、非常に大きな基金であるなという印象で、いろんなサービスを拡充していただいて少しずつ還元していただいているということは、私も把握しております。問題は、この国保の財源なんです。国保の財源って、皆さんから徴収する国保税だけではなくて国から補助金が入っています。この国庫補助の中身が何と社会保険とか協会けんぽとか、要するに国保に加入してない人たちの保険料からも入ってきてるんですよ。すなわち、国保の恩恵を受けない方々からも徴収されたものがこの基金に間接的に積み上がってしまってます。これ私、非常に問題だと思います。なぜこれが起きるのかというと、支出のボリュームゾーンだからなんです。これを活用するものに支出に実際になってないというので、これだけの基金がたまってしまったというふうに思って、これ制度の問題だと思います、取手市の問題ではないと思ってます。ただこの取り過ぎちゃったものを——「あっ、ちょっと取り過ぎちゃったんで、来年はじゃあ取らなくていいや」とできない制度なので、これは考えなきゃいけないよねということで問題を提起しております。国保基金条例第6条を見ますと（1）（2）（3）とあります。（1）、災害その他特別の事由により保険税及びその他の収入が予定額に達しない場合。これ、例えばインフルエンザとかいろんな病気が蔓延したときに、一気にばーっと使われることがあるだろうというときが一つ。もう一つが保健事業に充てる場合。これ大分抽象的なんですけど、全部保健に関するものは使えるんであろうと。その他特に必要と認められる場合、というのがあるんですね。このその他必要と認められる場合というのは、この保健事業のみを対象としているのか確認します。

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） 山野井議員の御質問にお答えさせていただきます。御質問の国保基金の③その他必要と認められる場合について——については、国保基金は国保財政の安定確保及び保健事業の充実強化に充てる目的で設置されたものになりますので、国保事業の中での必要と認められるものに限られてございます。また、その活用につきましては、現在、少子高齢化が進み、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減の必要性から、先ほどの部長答弁にありましたとおり、市独自の減免措置を行うための財源として国保基金を充当しているような状況でございました。

○18番（山野井 隆君） 分かりました。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） この国保基金は、取手市内の基金の条例の中では、私は非常に汎用が広い、フレキシブルに割と利用できる基金条例になっているのではないかとというふうに評価するわけなんですけども。たしか保健事業——（2）保健事業——保健とありますよね。たしか教育委員会の所管で保健給食課というのがあったと思うんですけど、給食費に使うということはできませんか。

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） お答えさせていただきます。御質問の給食費に国保の基金をというような、保健事業の中でというような御質問かと思えます。お答えさせていただきますと、国民健康保険制度における保健事業において、広く市民を対象とした保健事業と学校給食を一体と捉えることは難しいと考えているところでございます。繰り返しになるんですが、国保基金は国保財政の安定確保及び保健事業の充実強化に充てる目的で設置されたものになりますので、国保に加入している学校給食費の対象となる方のみに着目しての国保基金を活用した還元策を講じることについては、公平性の観点から適当ではないと捉えているところでございます。

○18番（山野井 隆君） 分かりました。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） なかなか制度は難しいですね。残高はあっても自由に使えない制度に問題ありますよね、皆さん——まあいいや。それでは、よく分かりました。今後見込まれる、例えば値上げですとか、例えば県で一律に——保険料を一律にしようとかいろいろなことがあって、また加入者減であるとか、いろんな要因でこれが目減りしてしまうということはよく分かりますが、ただやはり国保税の減額を延長していただいて今後も値上げを行わない、こういったことを期待したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、渡来真一君。

○健康増進部長（渡来真一君） お答えさせていただきます。まず、国保基金のほうを活用しております今現在の還元策につきましては、先ほどから述べさせていただいたとおりでございますけども、引き続きこの税率等の据置きによりまして、被保険者の計画的な還元というものは取り組んでいきたいと考えております。一方では今、山野井議員からお話ありましたように、今後見込まれる県内の国保税率の統一の動き、こういったところも注視していく必要があるかと思っております。今後、例えば県によります県内保険税率水準の統一、これが行われた場合なんですけども、取手市におきましては保険税の上昇というものが想定されます。こうしたことから保険税率の据置き、それと、子育て世代の負担軽減を目的といたしました市独自の国保税の減免措置等につきましては、こういったことも継続するのは難しくなっていくことも想定されるかと思えます。ただ、そうした状況の中におきまして、市としては可能な限り激変緩和を講じるといったような、基金を活用した負担軽減策には取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） なかなか即席にこうやって還元していくというのは考えつかないと思いますけれども、先ほども一定申し上げたように、税収の上振れとかというのは、これ、あるんですね。これを見込んでいくとたまっていく方向があったときに、「やっぱり言われたとおりたまっちゃったよね、どうしよう」というんじゃないかなと思いますよね。だからこれを早い段階から考えておくことが必要だと思って問題を提起しました。これについては以上でございます。ありがとうございます。

続きまして、ふるさと取手応援基金の用途について、お尋ねをしたいと思います。まず

このふるさと取手応援基金の第6条でございます。「基金は、その目的を達成するために限り、全部または一部を処分することができる」というふうに書いてありますが、どのようなものに利用可能なのか、改めて伺います。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、山野井議員の御質問にお答えいたします。ふるさと取手応援基金の使途は、ふるさと取手応援寄附条例の第2条において、寄附を頂く際に寄附者が指定できる事業の区分という形で、「未来を担う子供たちを応援する事業」、それから「歴史・文化・芸術活動を振興するための事業」など大きく7つの使途が定められております。実際の寄附募集に当たっては、この7つに使途の指定をしないという選択肢を加えた8区分で募集を行っており、それぞれ寄附者の意向に沿って活用をしているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 今お答えありがとうございます。総論部分になるのかなと思いますが、具体的にもう少し、どんなふうに使っていくのかという例をちょっとお示しいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、海老原輝夫君。

○財政課長（海老原輝夫君） それでは、答弁させていただきます。使い道なんですけど、令和6年度の当初予算におきましては、ふるさと取手応援基金繰入金、こちらが16億円余りを計上しております。内訳といたしまして、ふるさと納税の推進に係る寄附募集の経費に約10億円を活用させていただき、残りの約6億円につきましては、行政サービスや備品購入などの各種事業に財源として活用させていただいております。令和6年度当初予算におけます使い道の一部を御紹介いたしますと、「未来を担う子供たちを応援する事業」に関しましては、小中学校において従来各家庭で購入していた教材を学校の備品として購入することで教育にかかる保護者の負担を軽減する事業ですとか、それら以外にも保育所や小中学校におけます備品の整備など、ふるさと取手応援基金を活用させていただいております。また、「歴史・文化・芸術活動を振興するための事業」、こちらに関しましては市民会館のピアノの更新などにふるさと取手応援基金を活用させていただいております。全国の皆様から頂いた貴重な寄附金でございますので、寄附者の皆様の意向に沿った形で活用をさせていただきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） お答えありがとうございます。ただいまお答えいただいた中で、公共施設の備品類に充てるというようなお話も今あったかと思っております。そうしますと、公共施設整備基金の存在、これダブルスタンダードになりませんか。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、海老原輝夫君。

○財政課長（海老原輝夫君） お答えさせていただきます。まず、公共施設整備基金の目的なんですけど、こちらにつきましては条例におきまして、「公共施設を円滑かつ効率的に整備することにより、市民の生活環境の向上を図り、もって健康で文化的なまちづくりを促進するため」というふうに定められております。この目的に沿いまして、令和6年度当

初予算においては、排水機場のポンプの自家発電設備の改修工事ですとか、グリーンスポーツセンターの公共下水道接続工事をはじめといたしました公共施設の整備費に充当しております。公共施設整備基金とふるさと取手応援基金、こちらの違いにつきましては、公共施設整備基金は施設の設置目的を問わず、性質としてハード整備の財源として使われるのに対し、ふるさと取手応援基金は、先ほど申し上げました、子育て支援、文化・芸術などといった使途に沿ったものであれば、ハード・ソフトを問わず広く活用が可能となっております。備品類への充当に関する実際の運用といたしましては、いわゆるハード整備に分類されるような大型の備品の更新は公共施設整備基金、一方、市民が広く活用するような備品、例えば災害備蓄品ですとか、学校の備品、図書館の図書などは、ふるさと取手応援寄附金基金といった形ですみ分けをさせていただいております。いずれにいたしましても、それぞれ基金の設置目的に沿いまして、今後とも活用をさせていただきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） ありがとうございます。次に、寄附金を申し込む際に事業のメニューを1から7まで選ぶことが可能になっています。どのメニューへのリクエストが多いのか、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 財政課副参事、谷池公治君。

○財政課副参事（谷池公治君） お答えさせていただきます。過去数年の傾向としては、実は寄附の使途の指定はしないという御寄附は過半数を占めておるという状況になっております。こちらにつきましては、返礼品代やポータルサイトの委託料などのふるさと取手応援寄附金推進事業の経費に充当するほか、「安心・安全で住みやすいまちづくり」などの事業区分では、指定のあった寄附金以上の活用先がございますので、そちらに充当すると、こういった取扱いをしております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） すごく自由度の高い制度かなと思いつつも、何かふわっと最後何か指定されましたね。1項目め——メニューの1項目め「未来を担う子供たちを応援する事業」、給食費無償化の財源の一部にできませんか。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） 議員ご指摘のとおり、事業の区分の1つに「未来を担う子供たちを応援する事業」がございます。給食費の無償化は、ふるさと取手応援基金の使途の制限に当たるものではないというふうに考えております。しかしながら、市単独での給食費の無償化については、財源の有無だけで決定すべきものではなくて、別の観点での議論も必要かというふうに思っております。また、ふるさと納税の制度については様々な議論があり、必ずしも永続が約束された制度ではないというふうに捉えております。そのため、これを恒久的な新規事業の財源として扱ってしまいますと、最終的には基金がなくなった後の財源の捻出といったところが課題になってくると思っております。中長期的な財政規律というものを保っていくためには、こういった点にも十分留意しながら、基金の活用先を検討していくということが重要であるというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） ありがとうございます。次、7項目めの「上記以外で個性豊かで活力あるふるさとづくりと地域社会の活性化を図るために市長が必要と認める事業」とありますが、どのようなものを計画されておりますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課副参事、谷池公治君。

○財政課副参事（谷池公治君） お答えさせていただきます。そちらの区分は、ふるさと取手応援寄附条例におきましては、「前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために市長が必要と認める事業」というふうに規定されております。そのため、実質的には事業の指定がないものと捉えおきまして、先ほどの事業の指定なしの区分と一体的に活用しております。こういったことから、特段の議員がおっしゃるような計画はございません。なお、この区分での御寄附は令和2年度実績で申し上げますと総額で10.8億円——10.8億円の寄附があったところ、1,600万円ほどとなっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 承知しました。このふるさと納税推進室の役割については、今後の寄附額の増加を目指していくということと新しい出店を、いろんな取手の名産を発掘していくという役割もありますし、目的を定めて使い切っていただく。やっぱり貯金してほしくて納税する人って多分いないと思うんですね。やっぱり使ってもらって実感できる、そういう用途をなるべく決めてどんどん進めていきたいなと——いただきたいなと思っております。この質問は以上で終わります。

次に行きます。最後になります。スライドをお願いします。

[18 番 山野井 隆君資料を示す]

○18 番（山野井 隆君） これは、今御覧いただいているものなんですけども、これは取手市内の庁舎に今放置されているものであります。まずこれは何なのか、お答えください。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

[都市整備部長 浅野和生君登壇]

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、お答えさせていただきます。こちらの写真は、いわゆる捨て看板というものでございまして屋外広告物でございます。こちらは、屋外広告物法、茨城県屋外広告物条例による規定によって、屋外での表示には、原則、市の許可が必要となるものでございます。この写真であるものは、この屋外広告物に該当となります。屋外広告物は、県条例におきまして表示を禁止する地区や物件、例えば、信号機、道路標識、カーブミラー、歩道柵、街路樹などが定められておきまして、これらにつきましては、仮に申請が出されても許可できないものとなっております。この看板でございませけれども、主に市内で短期間のイベントなどが開催される際に、駅前やスーパー付近の電柱や信号機、道路標識などに数多くの違反となる立て看板が設置されていたものを、市職員が法令に基づき除却し保管しているものでございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 法令に違反している広告物を市が撤去・保管をしているとい

うことでよろしかったのでしょうか。これは一体何なんでしょうね。どんな内容の看板なんのでしょうか。お答えできるようでしたらお願いします。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えします。こちらの看板については、具体的には駅前等で講演会、説明会とかの開催の案内の看板だったと記憶しております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） これ私、目撃をしておりますけれども、何か政治的な内容もあったのかなど。これ公職選挙法にも違反してませんか。

○議長（岩澤 信君） 総務部長——選挙管理委員会書記長、鈴木文江さん。

〔選挙管理委員会書記長 鈴木文江君登壇〕

○選挙管理委員会書記長（鈴木文江君） では、山野井議員の御質問に答弁させていただきます。先ほどスライドで示されました看板ですね。こういった看板類が多々見られることは把握しております。この内容ですと、掲示主体が看板自体からは不明であり、推察できる場合でも、直ちに公職選挙法に抵触するかを判断することは難しいところではありますが、一般論でお答えさせていただきます。選挙期間外においては、政党その他の政治団体による政治活動に関しては、選挙運動にならない限り規制を受けないことから、特定の選挙における公職の候補者の氏名、または氏名が……

〔チャイム音〕

○選挙管理委員会書記長（鈴木文江君） （続）類推される事項が表示されていない場合など、選挙運動になるおそれがなければ、公職選挙法には抵触しないものと考えられます。しかしながら、これらの看板類の多くは、簡易的に公共物に取り付けられており、歩行者等に対し危険な場合も多々あることから、屋外広告物所管の都市計画課や道路管理課である管理課と情報を共有し、対応しているところでございます。

〔選挙管理委員会書記長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） これ基本的には法令に違反しているし、マナーとしては、取り付けた人間が自分の責任を持ってやはり回収するべきだと私は思っています。これについて、この取手市が処分代であるとか労力を使って処分するなんていうことは、もうあり得ないと私は思っておりますので、今後の流れですね、これどういうふうに処分していくのかをお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えいたします。こちらの看板については、議員説明のとおり、本来自分で撤去してもらうのが一番なんですけども、やはり過去には注意等々していたんですが、なかなか即日動いてくれなかったりとか、やはり状況の確認に日数を要することから、現在では職員のほうで即日対応するような形で取っています。こちらの撤去した看板につきましては、法令・条例にのっとりまして、保管場所等を——撤去の日とか保管場所等を2日以上告示【「告示」を「公示」に発言訂正】した後、告示日【「告示日」を「公示日」に発言訂正】から6か月経過した時点で、所有権が市に戻る—

—帰属されるということで、その後、処分させて—市の職員によって処分させていただいております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） すみません、これ……。

○都市計画課長（大久保益雄君） 失礼しました、訂正いたします。告示ではなくて、公示。

〔チャイム音〕

○18番（山野井 隆君） 分かりました。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） これは非常に残念といいますか、これ、所有者が分かりませんか。分かったら引き取りに来てもらうようにできませんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） 屋外広告物につきましては、設置者イコール広告主というのはイコールではないので、直接誰が設置した、誰の所有というのは把握できませんが、その広告主のほうにお知らせするような形で対応はしたいなと思います。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 分かりました。今後この不法行為へのチェック機能を強化してほしいんですけども、本来これマナーが非常になってないと思います。これ私が記憶するには、何か政治的な活動のように思えるんですけども、これ例えば政治活動であれば、ごみをそのまま置いていくなんていうのはあり得ないことですし、政治不信が……

〔チャイム音〕

○18番（山野井 隆君） （続）より広まるものでありますので、これは許せない行為だということを申し述べて、一般質問を終わります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で、山野井 隆君の質問を終わります。

13時20分まで休憩いたします。

午後 0時14分休憩

午後 1時20分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） 染谷和博でございます。先ほどの山野井議員に引き続きまして、5期目一番最初の一般質問になります。よろしくお願いたします。

スマートフォン、学校用タブレット端末の対策についてです。子どもを性犯罪の被害者にも加害者にもさせないためのアプリ「「コドマモ」の導入についてです。昨今、SNSを通じて知り合った相手に、自身の裸や下着姿など不適切な画像を送信したことによる自撮り被害が全国的に増加しています。また、学習用タブレット端末による盗撮が学校現場でも起きています。子ども自身が被害者にも加害者にもなり得る事件が増加していること

を重く見た愛知県警が、藤田医科大学、Adora（アドラ）株式会社とともに子どもを守るために開発されたアプリが「コドマモ」です。親子ともにスマートフォンにアプリをインストールし、子どもが不適切な写真撮影をした際、AIが自動的に感知し、子どもに注意喚起、親には通知が届きます。サーバーを介さないため、個人情報等漏えいの心配はありません。アプリは……

〔動画がスタートし「愛知県警などが……」とナレーションが流れる〕

○19 番（染谷和博君） （続）愛知県警で——ありがとうございます。

〔笑う者あり〕

○19 番（染谷和博君） （続）宣伝ありがとうございます。アプリは現在無償で提供されているため、すぐに利用できます。学校用タブレット端末にインストールすることで、校内の盗撮や、教職員では見つけ切れないグループチャット内の悪口等書き込みも検知され、いじめや犯罪を未然に防ぐことができるのではないかと思います。この10年ほど、スマートフォンの世帯保有率は9.7%から86.6%へと著しく増加しました。スマートフォンの普及によりSNSの利用者が増え、近年では撮影した写真や動画をSNS等のアプリを通じてインターネット上でシェアすることが定着してきました。スマートフォン保有率の高さは、子ども社会にとっても例外ではなく、内閣府の調査によると、子どもが自分専用のスマートフォンを利用している割合は、小学生が64%、中学生が91.0%、高校生が98.9%です。同調査によると、インターネットを利用しているインターネット接続機器のいずれかの機器で撮影や制作・記録をすると回答した青少年に、配信したことがあるかを聞いた結果、小学生が17.9%、中学生は20.3%となり、高校生になると27.9%という結果でした。このように子どもにとって身近なスマートフォンでの写真・動画撮影とSNS投稿ですが、個人的な情報を公開する行為であることから、保護者も子どもと一緒に様々な危険があることを理解する必要があります。インターネット上での自撮り写真・動画の共有に潜む危険は、子ども自身が被害者になることも、加害者になることも想定されます。近年では、学校配布の学習用タブレット端末での自撮りや盗撮による問題も全国的に見られます。愛知県警によりますと、SNSなどを通じて子どもたちに裸や下着姿など自撮りさせる手口が全国的に広がり、愛知県内では令和4年度には、中高生などを中心に36人の被害者が確認されています。こうした子どもによる性的な自撮りに関する被害が増える中、開始された「コドマモ」は、子どもが自分のスマートフォンで裸や下着姿などわいせつな画像を撮影・保存した際、AIが撮影データを判別し画像を消去するよう促す通知が表示されるとともに、保護者にも通知されるというペアレンタルコントロールができるシステムです。AIはサーバーを介さず端末で完結するため、画像は端末の外に公表されることなくプライバシーは保護されます。このアプリは、スマートフォンにインストールすることで画像フォルダーとアプリが連携し、撮影データが画像フォルダーに保存される際にAIが判定するため、あらゆるアプリ内の機能による撮影画像に対して判別可能となります。また、子どもがどこにいるのか、リアルタイムで位置情報の確認ができます。私も早速ペアレンタルコントロールの実証実験のため、自分のスマートフォンと——妻のスマートフォンにしようと思ったんですけど、いろいろ居場所がばれると嫌なので……

[笑う者あり]

○19 番（染谷和博君） （続）自分のタブレットにインストールしてみましたが、通知や現在即座に——通知が——通知の所在地が即座にタブレットに届くことを確認できました。「コドマモ」アプリに期待される効果として犯罪を減らす抑止力になること、親子の対話を促進する仕組みになること、子どもが加害者になることを予防すること、また学校配布の学習用タブレット端末にインストールすることで、学校内外での性的な自撮りや盗撮を防ぐことができます。ここで移動させていただきまして、パワポを使わせていただきます。

[19 番 染谷和博君質問席に移動し資料を示す]

○19 番（染谷和博君） こちらが愛知県警が出してるチラシです。「SNS上で子どもが狙われる」ということです、児童ポルノ事犯などの深刻な性被害が増加中ということです。次に、これは大学と大学生が中心になりましてつくったアプリということです。小中学生の5人に1人が学習用端末でのトラブルの経験あり——これ学校から貸与されてる端末での経験です。そして、実際に学習用端末で起きている主なトラブルということです。クラスメートの盗撮、授業中に有害な動画やゲーム、チャット機能でのいじめ、友人のなりすましなどがあります。そして残念なことに、このタブレットを使いたいじめで最悪の事態というのも起きているのが事実でございます。そして今回のアプリなんですけど、どういふものがあるかという、開発済みのアプリとして不適切な画像や動画の撮影を通知するアプリやウェブサイトの利用とか、AIがいろいろ感知してくれるような仕組みを現在あるもの、また開発中のものもあります。そしてこのAIというのがアプリを介さないで——サーバー、すみません、サーバーを介さないで、どこにも共有されることがないということです。愛知県警などによりますと、もう実用的なレベルになってきたということです。そして高校です。10代の約4人に1人が性的な自撮り撮影を他人に送ってしまった経験があるということで、ちょっと驚いたんですけども、このぐらいなそうです。そして児童ポルノの被害児童数というのは9年間で3倍、児童ポルノ被害のうち4割が自撮りによるものです、自分が撮っちゃったもので被害に遭ってるということです。そしてこれも驚いたんですけど、世界の子どものスマホを使い始めるのは8歳ということで、8歳というと2年生ぐらいですか、ということですね。そしてこの悩みに対して、いろんな悩みがあります。どんなルールにすればいいかわからない、子どもがスマホ利用のルールを守らない、性的な自撮りを送っていたとか、いろいろSNSで誰と何をしているのかが心配とか、スマホの管理や注意に疲れたって——これ本当かもしれないですね。本当にしょっちゅう見てないと何やるかわからないというのがあるんで大変だと思います。スマートフォンの利用においてトラブルを経験している32.5%、子どものインターネット・SNSの利用に不安を感じている70%、子どものスマホ管理で疲れた40%です。ここからちょっと短い動画が何個かあります。何個かあるんで見てください。

[19 番 染谷和博君資料を示す]

○19 番（染谷和博君） 音なくても大丈夫です。実は音が出るんですけど、ちょっと続きますので何個かあります。これは見守り時間ですね。あと位置情報などがあります。こ

れが性的なものを撮っちゃったときですね。これ使い過ぎをストップさせるということ、どんなアプリにも対応しているということで。ちょっと、次のやつですね。これ歩きスマホの注意をしてくれるということで、最近、歩きスマホの方よく見ます。車でも運転しながらなんて人もいますけども、歩きスマホ、非常に危険ですので、それをした段階で通知をしてくれるということです。これ、最後のちょっとこれショックなんですけど、意外とこんな簡単なやり取りで写真を送ってしまう、この程度のことで写真を送ってしまうということですので、やはりかなりの注意が必要なんだなということが分かりました。これ私のスマホとタブレットで、左側ちょっとモザイクかけてますけど、ネット上の水着の写真撮りました。そしたら不適切ということで真ん中の——真ん中に私のタブレットのほうに注意書きが来ました。一番右側には写真撮影のがありまして7枚撮ってます。そのうち1枚がちょっと性的なものですよということの案内が来ます。このようになっております。ありがとうございます。現在、ウインドウズ版、まだできてないんですね、開発中ということで7月にもリリースされるということです。アプリ「コドマモ」の周知啓発が必要と思います。学校配布の学習タブレット端末に「コドマモ」アプリをインストールしてはどうかと考えます。見解をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、染谷議員の御質問に答弁させていただきます。議員ご紹介のように、スマートフォンが急速な速さで子どもたちに普及しております。また、学校では1人1台タブレットを活用している状況でございます。このような中で、デジタル機器やSNS等を介しまして、未成年を狙う様々な犯罪から子どもたちを守ることにについては、学校教育の中でも急務と考えております。現在、スマートフォンを介したインターネットやSNSの利用については、市内の全ての公立小中学校で情報モラル教育の時間を設け、正しい使い方や誤った使い方について学習する機会を設けております。また、各家庭でも、保護者と子どもの間でルールづくりも進めております。そのような中で、スマートフォンのフィルタリングやペアレントコントロール——ペアレンタルコントロール、親が子どものスマホの利用を監視しまして制限する仕組みについても、保護者に紹介しているような、そういった状況でございます。御紹介いただきました「コドマモ」につきましては、スマートフォンの制限機能に加え、わいせつな自撮りをAIが検知してブロックする機能や、危険チャットアラート機能など、子どもたちを守る上で有効な機能が備わっております。また、このアプリ開発のプロジェクトには、大学や愛知県警が加わっているという、信頼のおける機関が開発した安全なアプリケーションだと認識しております。今後、まず保護者のほうに御紹介をさせていただきたいと考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） このアプリ、自分で入れてみてびっくりしました。写真撮ったらすぐ怒られるんですね。ああこんなやつだったと思って、妻のやつにしなくてよかった

と思っております。これ子どもだとやっぱりかなり親に監視されてるなという気持ちが強まると思いますので、危ないことはしないんじゃないかなというふうに思っております。それでは現在、ペアレンタルコントロールはするようにということで保護者のほうに呼びかけているようですが、どのくらいの割合の方がきちんと管理されてるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） ただいまの染谷議員の御質問にお答えいたします。現在学校で貸し出しているタブレット端末、これはウインドウズ版ですが、学校はもちろん家庭での使用において学習のみに使用するというルールを設けており、毎年4月に全児童生徒にタブレットの正しい使い方について指導しているところです。現在そのペアレンタルコントロールについて、どれくらいの保護者がしっかりやっているかというデータは、すみません、現段階では取っておりません。しかしながら、安全対策として、学校で使用しているタブレットにつきましては、メールアドレスを付与・配布しない状態、それからアプリのインストールに管理者制限を設けております。また、主要なSNSにフィルタリングをかけるといった、インターネット接続の記録を残す等の対策を現在しているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） いろいろ対策が練られているということで、この学習タブレットにおいての何かトラブル等はあったかどうか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 染谷議員の御質問にお答えいたします。学習タブレットにおいて、勝手にグループをつくって、その中で多少悪口があったということがありました。ただし、そのようなことについては教員側で把握ができるものですので、すぐに対応して解決に向かったという例があります。現在のところ、学習タブレットの中でわいせつ画像が子ども同士の中で送られたという事例は発生しておりません。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 今のお話をお伺いしますと、持ってるタブレットで例えば何かの写真を撮る、それを全員で共有するということは可能なのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） お答えさせていただきます。授業の中で、例えば自分のノートを撮影します、そういったものを共有フォルダーに上げることで、学級の生徒であったりとか、学年全体であったりとか、そういった生徒が確認できる機能になっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） かなりの機能だと思うんですけども、その管理というのは、きちんとできているものなのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） お答えさせていただきます。先ほどのグループにつきましては、勝手に子どもたちができないような機能を付け加えました。できないような形を取り

ました。ですので、今先ほど私が申し上げた画像をみんなで見るということに関しては、学級の中でのみということなので、教員が授業の中で、または放課後であったりとかというところで全て確認できる状態にはなっております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 現在、例えば何らかの検索をすることはできるわけですね。その検索履歴というのを、例えば先生側のほうが確認できたりとか、そういうことはあるんですか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） お答えさせていただきます。検索履歴についても、全て確認できるような仕様になっております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 何かその辺が最近いろんなところで問題になっているようで、世田谷区の教育委員会は、撤回してそれをやめるというようなことを言ってるよう——内心ののぞき見みたいなことにもなりかねないということで、そういうところを個人が判断するのではなく、そういうところこそAIを導入してやっていけばいいと思うんですが、今後この辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問にお答えさせていただきます。現在のところ、この「コドマモ」はウィンドウズパソコンには対応していないと、ただ今開発中であるというところですから、このようなアプリがウィンドウズ版にも対応できるようになりましたら、これはさらにトラブルの未然防止、これに寄与するものと思われますので、導入については十分に検討してまいりたいと考えているところです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） そうですね、やはり子どもたちの内心の部分なので、人が見るより、こういうところこそAIで監視してもらったほうがいいのかというような感じがします。7月にもリリースされるということですが、残念ながら、もしかしたらその時は有料版になってる可能性もあるということで、今の私がやりましたこの版ですね——スマホ版ですと無料だということですので、ぜひとも保護者の皆様に宣伝していただいて、お子さんを守るようなことを努めていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次に参ります。犯罪被害者支援条例の制定についてです。自治体間で犯罪被害者の支援に格差を生じさせないための条例制定についてです。いつどこで巻き込まれるか分からない犯罪、もし犯罪被害に巻き込まれたとき、必要な支援を行う責務が国や地方自治体などにあるとする犯罪被害者等基本法が2004年に定められました。犯罪被害者支援を目的とした条例の制定状況について、令和5年度犯罪被害者白書によると、令和5年4月1日現在、都道府県は46団体、指定都市は13団体、市町村は606団体が条例を制定しました。このうち市区町村については、秋田県、宮城県、栃木県、岐阜県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、佐賀県、長崎県及び大分県では全市町村が条例を制定しています。

年々増えていますが、警視庁は自治体間で被害者の支援に格差が生じないように、制定に関する情報提供などの取組を進めるとしてしています。犯罪被害者家族のため、犯罪被害者等基本法は2004年に成立しました。被害を回復し軽減し、平穏な生活を営めるよう支援するための施策に取り組みとされ、自治体にも施策の実施などの責務があると明記しました。条例の内容は自治体や住民、事業者の責務を定めるほか、自治体によっては見舞金の支給や弁護士費用の支援などがあります。国においても犯罪被害者遺族への給付制度の見直しが求められています。殺人など故意の犯罪被害に遭った人や遺族らに対して、国が給付金を支払う犯罪被害者給付制度、被害の早期軽減や生活再建を支える制度です。被害者の損害に応じた支給にならないケースがあるなど、問題点が指摘されています。

次のような事例があります。「加害者は行方をくらまし、賠償損害は何もない。医療費などの負担がとても苦しい」、20代女性Aさんはある日、突然男に火をつけられ、全身に大やけどを負いました。心身に消えない傷を負い、仕事復帰も難しく、被害者の収入は激減しました。本来、犯罪被害の賠償責任を負うのは加害者です。被害者や遺族は、民事裁判や加害者に対し賠償請求？損害賠償では？を求めることができます。しかし、Aさんのように加害者の死亡や行方不明、資力不足などを理由に賠償金が支払われないケースが多くあります。日本弁護士連合会の2018年調査では、殺人などで被害者が亡くなった事件で、加害者が賠償金を全額支払った事例は90件中、僅か3件でした。こうした中、犯罪被害者や遺族を経済的に補償する犯罪被害給付制度が1981年にスタートしました。しかし、給付金の支援水準は十分といえないのが実情です。被害者遺族に支払われた2022年度の平均支給額は約740万円。交通事故死亡等で支払われる自動車損害賠償責任保険の平均約2,400万円を大きく下回っております。ここで切り替えをお願いいたします。

〔19番 染谷和博君資料を示す〕

○19番（染谷和博君） これが世界と日本です。欧米各国に比べて日本の犯罪被害者への経済的支援は低く、警視庁の2022年度調査によると、ドイツの総支給額が約478億円なのに対し、日本は僅か10億円でした。国においても抜本的な改善を目指してほしいと思っております。そしてこれ、次です。条例の制定状況で——ごめんなさい、小さくなっちゃってるんですけども、「取手市」と赤く囲っております。そうすると、取手市がやってるような住居の安定、それだけしか今のところやっております。茨城県は何か制定されてないところが非常に多い状況です。そしてこれが岩国市です。犯罪被害者等支援条例を制定しましたという案内です。こういうチラシを制定しております。どこに住んでいても同じ支援が必要と考えます。取手市としての条例の制定についてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 染谷議員の御質問に答弁いたします。犯罪被害者等基本法が平成16年秋の臨時国会において成立し、平成17年4月1日から施行されております。この基本法は、基本理念や国の責務、地方公共団体の責務などが規定されております。しかし、各自治体が制定する犯罪被害者等支援条例については、全市町村での策定には至っておらず、なかなか進んでいない現状であると認識をしております。茨城県犯罪被害者等支援条

例が令和4年3月に策定された——策定され施行をされています。その時でありますけれども、私も県議会時代でありました政務調査会において携わった経緯もございます。議員がおっしゃられていますように、自治体間で被害者支援に格差が生じさせないための条例であるということから、当市におきましても、条例制定に向けた取組に着手するように担当に指示をしています。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ありがとうございます。つくると言われたらこれ以上言うことはないんですけども……

〔笑う者あり〕

○19番（染谷和博君） （続）今の制定の詳しい状況についてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、彦坂 哲君。

〔福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。現在の策定状況ということなんですけれども、先ほど——ではないんですけれども、市長から着手するようにという指示のほうを受けております。そのような中で、現在、茨城県におきましては3自治体において策定されておりまして、今後、新たに3自治体が令和6年の4月1日施行であると、このような情報のほうは得ております。先ほど来、議員がおっしゃってまうように、この条例につきましては、犯罪被害に遭われた方が、住んでいる自治体によって支援に格差が生じないようにというところを目指すべきというところが非常に大きいというふうに考えておりますので、条例の策定に当たりましては、まずは茨城県内、そして周辺市町村も含めてですが、様々な情報・内容などを精査しながら、各自治体である程度足並みをそろえることも必要と思われまうので、そういったところも調整しながらしっかりと進めてまいりたい、このように考えております。

〔福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） せっかく市長がつくってと言ってるんですので、あんまり足並みそろえる必要性もないと思うんですけども、何か、取手市が早くつくるとまづいような状況でもあるんでしょうか。

〔「あるんでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、彦坂 哲君。

○福祉部長（彦坂 哲君） おっしゃるように、早くつくってまづいという状況は何もございませんので、しっかりと迅速に前に進めてまいります。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○福祉部長（彦坂 哲君） 力強い答弁ありがとうございます。これはこれで終わらせていただきますので、次に進ませていただきます。ありがとうございます。

奨学金返済支援制度、全額肩代わりの推進についてお伺いいたします。公明党では、今でも学びたい人が経済的理由等により進学を諦めることのない社会を目指して、奨学金制度の対象者や拡大、返済不要の奨学金——給付型奨学金の実現に向けて取り組んできまし

た。そういった取組を進めていく中で、日本学生支援機構によると、現在大学生の2人に1人、年間128万人の学生が奨学金を利用するまでに制度が拡充してきました。しかしその中、卒業後、取手市に帰ってきた若者の皆さんからよく聞くのが、奨学金の返済が苦しい、負担が重いという声です。実は2019年度の返還延滞者数は32万7,000人で、延滞債権は5,400億円にも上ります。延滞の主な理由は家計の収入減や支出等で、延滞が長引く背景には本人の低所得や延滞額の増加が指摘されています。こうした利用者の負担軽減に向けて、返還を肩代わりする支援制度が2015年から実施されています。一定期間定住し、就職する等の条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度です。2022年6月現在で全国610市町村が導入しています。自治体と地元企業が基金をつくることを条件に、国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税で支援する仕組みでスタートしましたが、公明党がこの制度の拡充を青年政策2020の一つとして、当時の安倍首相に政策提言し、2020年6月に制度が拡充されました。それにより、市町村については基金の設置が不要となり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から全額まで拡大されました。そこで、奨学金返済に苦しむ若者の負担を軽減するとともに、地方創生の観点から、若者の地方定住を促す本制度を取手市でも実施することが必要であると考えますが、取手市の対応をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 染谷議員の御質問に答弁いたします。奨学金、私も今大学生の子どもがいます、思うんですけども、やはり自分のときよりも、その学費自体がかなり高くなっているなというのをすごく実感してまして、そういった学費が高くなっているということも、この奨学金を借りるときの借りの金額が多くなるというようなところにつながっていて、それがその後の負担の増大につながっているのかなというふうにも思います。そういった国の後押しがございまして、今導入されているところがあるということも把握はしているところでございますが、現在の取手市では、とりで住ま入る（スマイル）プランですとか結婚新生活支援事業といったような形で、20代30代の若い世代に対する違った形での支援ということを行ってございまして、そういったことで移住・定住を促進しているというようなことでございます。またこれがどのような制度が最適なのかということは、検討を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 結婚支援等を行っているので、それでいいんじゃないかということなんですけども、いやちょっとそこら辺は違うと思います。私の知り合いで前ここで言ったことあります、大学院まで出て奨学金を本当に上限まで借りたそうです。それで聞きました、どのくらい借金あるの——大学出てすぐに800万円です。彼は本当に本人の努力もあって一部上場の会社入れましたので、しっかり返済することができましたけど、これまかり間違ったらどうなったのかなと、非常にびっくりするような金額がありました。大学を出たばかりの若者に、こんな借金を背負わせちゃっていいのかというのが本音です。それだけまでいかななくても、その半分——200万円、300万円、400万円とあります

と、やはり結婚する年齢がだんだん上がっていっちゃいますよね。借金返すまでは結婚できない。非常に収入が、その分払うわけで減るんで、やはりそこの前の段階をしっかりとやっていかなきゃいけないのかなと思っております。切り替えていただいて。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19番（染谷和博君） こちらが返済のイメージです。今までは個人で返してましたので、返済分についても住民税とか社会保障がかかってきちゃいますので、本人の収入が増えたような形になっちゃうんですね。ただ実はそれは借金の返済なんですけども、それを今度は会社が直接返すことによって、そうじゃなくて自分の収入が増えずに返せるという仕組みです。そして、これはちょっと日立なんですけども、「奨学金の返還金を最大全額補助します!」、こういうチラシを作っております。これで日立に住んでくださいというようなことなんでしょうけども、こういうことをしております。

それで、ちょうど我が党の落合信太郎議員が令和3年第2回定例会で質問しております。今後も関連部署と連携し、県や周辺自治体の状況などそれらを踏まえて引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えておりますと、当時の井橋部長が言ってるんですけども、考えてたんだと思うので、それが今のお答えでよろしいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。当時の井橋部長は検討していくというところで、その後検討してまいりました。周辺状況の導入検討を見ますと、近隣の導入状況といたしましては、例えば守谷市、つくばみらい市、龍ヶ崎市、牛久市とあるんですけども、この辺りでは導入はしていないという状況でして、この辺りを考えてみますと、東京圏に近いという地域特性があるのかなと思っております。さらに他の東京圏よりさらに遠いという状況の町ですと、居住要件のほかに、就業要件として市内企業に勤めるというような要件もあるところなんですけども、やはりこのあたり、取手ですとか守谷、近隣ですと東京圏に通えてしまうという地域特性から、なかなかこういった制度を導入しても直接的な効果が、中山間地域であったり、さらに遠いところよりもちょっと効果が薄くなるのかなという状況が考えられるところでございます。今回ご提言いただいております制度を考えてみますと、給付の面と、それから地方創生的に移住・定住を行っていくというこの2つの大きな趣旨があるのかなと考えております。移住・定住の面では——そういった面がありまして、また給付の面では近年、国もそういった経済的にお困りの方の支援として就学支援制度を充実させていたり、またこれからの話にはなってしまうんですけども、子どもが3人いらっしゃるって扶養を取っている場合に、大学のほうも免除であったり減免であったりということも検討されているようでございます。そういった動きも見据えつつ、今後もこういった制度、こういったものが取手市にいいかというのを考えていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 次の質問考えてたんですけど、今の答弁だと使えないので、ちょっと違う質問で行きたいと思っております。また切り替えをお願いいたします。

[19番 染谷和博君資料を示す]

○19 番（染谷和博君） これ、また日立市なんですけども、職種において支援するという考え方ですね。奨学生医療・介護・福祉、その分野の人でその下のほうにいろいろ書いてあるんですけども、そういう人たちに支援していくという考え方です。例えば介護分野で先行しているのが東京都です。人材難とされる介護分野で先行した事業を実施しています。2018年度から始めた介護職員奨学金返済・育成支援事業です。介護職員として就職した人に向け、返済支援する介護事業者へ、最大5年間、月5万円の上限に助成をします。育成計画に基づいた介護福祉士試験の受検を含むキャリア形成が条件となっております。2020年度は207事業所、314人の返済支援に充てられました。利用した介護事業者からは、福祉系以外の大学生からもよい反応があり、複数名の採用につながった、返済支援した職員が転職を思いとどまってくれたと好評ということです。今回、例えば、取手市の場合、保育士さんなんかも不足しておりますし、介護の関係の方も不足しております。そういうところに焦点を当てたような制度というのはいくら考えられないでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。この国の制度のよさというのが、今おっしゃられたように、給付の面と定住の面と両方セットになっていいというところがあると思います。職種を絞った形ということも非常に効果的な面もあると思うんですけども、そうやってまいりますと、例えば介護職であったり福祉職であったりするところの、個別にどのように支援していくかということもございますので、また給付の面と、そういった専門的な職種の面、どういった形で御支援していくかというのは、関係部署とも話し合っただけで今後は検討してまいりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） それじゃ検討のほうよろしくお願いします。あんまり時間かけないで、よろしく願いいたします。

それでは次に参ります。日本型ライドシェア導入に向けた方針が固められ、2024年4月にもサービスが開始されることとなったということです。ライドシェアは直訳するとライドをシェア（共有）することで、一般的には相乗りや配車サービスを指します。自家用車の所有者と自動車に乗りたい人を結びつける移動手段です。純粋な相乗りサービスの「カープール型」やバンを用いて多人数が乗車できる「バンプール型」、ヒッチハイク型の相乗りサービス「カジュアルカープール型」、海外で主流となっている「有償ライドシェアサービス」に分類することができます。日本では菅元首相らの発言を機に、導入に向けた議論が一気に進み始めたのが有償ライドシェアです。急転直下で日本型ライドシェア導入に向けた方針が固められ、2024年4月にもサービスが開始されることになりました。タクシー業界などの反発は依然としてあるものの、タクシー供給不足を背景に、新たな移動サービスの道が開かれた格好です。海外では既にライドシェアの普及が著しく、市場規模は年平均20%で拡大していくとする調査レポートもあります。日本型ライドシェアと呼ばれる案ですが、導入をめぐる様々な意見が出ています。各地の交通需要などを調査し、課題の解決につながる望ましい足の確保を探るべきです。今回の制度案では、運行管理はタクシー会社が担い、ドライバーへの事故防止教育や車両の整備、勤務時間の管理を

行うことが求められています。車両にはタクシーと同水準の任意保険加入を義務づけ、過去2年間は無事故であることをドライバーの条件とする。人命を乗せて運ぶ以上は当然と思います。日本型ライドシェアの導入は地方では切実な問題です。交通事業者によるサービス提供が著しく難しく、交通空白地では行政やNPOが移動サービスを提供しているが、解決に至っていません。公共交通機関の衰退が進む中、高齢者の通院や買物を支える足の確保は待ったなしです。また、地方や観光地で利便性の向上が期待される反面、懸念されるのが安全性の問題です。ライドシェア導入が進む米国では、ドライバーが犯罪に巻き込まれる事例も少なくなく、女性ドライバーが暴行に遭うケースもあり、日本型ライドシェアの導入でも、ドライバーの安全を守る手だてを講じる必要があります。同時に重要なのはタクシー運転手の確保を促す対策です。今年度中にタクシー規制が緩和され、運転手になる上で必要な地理試験の廃止や法定研修期間の見直しが行われます。タクシー事業者と日本型ライドシェアの共有を図り、安全最優先で利用者が使いやすい交通インフラの整備を目指すべきだと思います。切り替えていただきたいと思います。

〔19番 染谷和博君資料を示す〕

○19番（染谷和博君） こちらがライドシェアのイメージですね。大体最近よく宣伝でもやってます、スマホで車を呼ぶというようなことですね。その部分——大部分をなぜかタクシー会社が担うというようなことになるんですけども、ちょっと不思議だなと思うんですけども。タクシー会社に勤めてる人が、何でうちがやんなきゃいけないんだみたいなこと言っておりましたけど、そういう制度になります。取手市では、この日本型ライドシェアについてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。地域の公共交通を取り巻く環境は、全体的な需要の減少により、交通事業者の経営も苦しく、またいわゆる2024年問題によって運転手不足に拍車がかかり、現状の維持さえも困難な状況にあります。一方で、地域的には高齢者をはじめとする交通弱者が少なからず存在し、公共交通の役割は日常生活に欠かせないものであり、今後の公共交通の在り方を見直して持続可能な交通体系を確立していくことが喫緊の課題となっております。市では来年度の事業といたしまして、地域公共交通計画の策定に向けた調査業務を予定しております。その中で、アンケート調査などにより、それぞれの地区に住まわれている方や、当市に訪れた方の移動時間や移動先、移動手段などを整理し、交通需要を把握する作業を実施したいと考えております。また、タクシー事業者へのヒアリングなどによって、ライドシェアへの考え方や実現性を調査していきたいと考えております。地域公共交通計画は、必要な移動手段の整理や交通の役割分担、さらに、こうした新たな移動モードについても検討を進め、令和7年度の策定を目指してまいります。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ただいまお話を伺いますと、地域公共交通計画、令和7年

度ということで、来年が令和6年度だから、結構あと2年かかっちゃうということなんですけども、取手市の状況についてお伺いしたいんですが、取手市約80台ぐらいのタクシーがあるということなんですけども、現在、そのタクシーの不足等はあるんでしょうか、状況として。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えします。うちのほうの資料では91台ですかね、市内のほうでやっております。直接、タクシーが継続的に呼ぶことができないとか、あとつかまらないというところはお聞きしていることはない状態です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 朝、取手駅の東口などにいますと、意外とタクシーがないんですね。1台もないとかそういう期間が結構ありまして、バスが動くまでは結構いるんですけど、バスが動き出すとなぜかタクシー運転手さんがいなくなっちゃうみたいなのがありまして、足りてるのかどうかというのは非常に不思議に思ってるんですが。今コミバスや、例えば移送サービス等がありますけども、それで賄い切れてない交通空白区域というのが何か所ございますけども、その辺はデマンドとかいろいろ考えていかなきゃいけないんですが、その辺についても、この令和7年度策定の地域交通計画ということで考えていくということによろしいんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えします。まずバスとか、タクシーの運転手不足、こういったところについてはライドシェアという考え方も非常に有効かなとは考えております。で、既存の路線型の交通ではフォローできない地区等につきましては、やはりデマンドとか乗り合いタクシーとか、そんなところも選択肢の一つとして研究していく必要があるのかなと思っています。ただ、乗り合いとかデマンドにつきましても、基本的にはタクシーとかバス会社への委託・協力、そういったものも考えられますので、そこが運転手足りない場合は、その後についてもライドシェア、こういったところも考えていかなければならないのかなということで、計画のほうは検討を進めていきたいなと思っております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） そんなに取手の場合、タクシー不足という印象は私もないんですが、以前、観光地へ行ったら、本当にタクシーが1台もないんですね。タクシー乗り場に人がいっぱい並んでる、これじゃ観光もできないなという感じだったんですけど。しかも並んでる人の9割は外国の方という、そういう場所も結構ありました。取手はそういうことはないと思うんですが、今後公共交通を考えていく上で、もしかしたら取手においてもライドシェアを入れなきゃいけないのかなというのはあるんですが、その場合、本当にルールづくりというのが非常に難しいような気がいたします。その前のデマンドを早く導入してほしいなとは思ってるんですが、その辺もやっぱりこれは2年後ということになっちゃうんですかね。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） デマンドとか新交通につきましても、やはり調査を十

分にした上での計画になりますので、やっぱり欲しいところというよりは、本当に必要なところ、ここをきちんとつかんで、本当に持続可能な——費用的にも人的にも持続可能な計画というのをつくっていかなくちゃならない中で、令和7年度目標で——令和7年度中ですね……

〔笑う者あり〕

○都市計画課長（大久保益雄君） （続）目標で頑張っていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） できたらもうちょっとペースを早めていただきたいかなと思います。今回、取手市議会選挙終わりました、全く知らない方から私のうちにも電話かかってきました。「早くやってくれデマンドを」というような話もありますので、ぜひともその辺は早く計画を進めていっていただきたいと思っております。以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、染谷和博君の質問を終わります。

続いて、海東一弘君。

〔7番 海東一弘君登壇〕

○7番（海東一弘君） 創和会の海東一弘です。引き続きまして、大変お世話になります。よろしく申し上げます。本市の高齢者福祉に向けられました施策と事業につきまして質問をさせていただきます。私がふだん地域活動をさせていただく中で最近感じますことは、「孤独」というお話を聞くようになったということでありまして。先日も地域の方から、それにまつわる御相談があったところでもございます。お話をされている方の表情やそのお話の背景から、寂しさや悲しさ、不安感や閉塞感、ストレスなどを抱えて毎日を過ごされているのではないかと感じる場合があります。これはあくまで私が推測することでの話でありまして、その地域の方から、私は孤独だ——ですとか、助けてほしいということを言われているわけではありません。しかしながら、私は何となく、孤独だから助けてほしいと言われているように感じてまして、皆様方から御指導などもいただきたいと思い、この度、質問をさせていただき次第でございます。人生100年と言われる時代になり、これまでこの取手市を、そして日本を支え、牽引されてこられました先人方が、これからの人生も楽しく生き生きと御自身らしくお暮らしになれますように、地域共生社会の実現を視野に入れつつ、引き続き様々な施策などを協議・検討して、また私も調査研究などにいそしんでまいりたいと考えております。来年2025年は、いわゆる団塊の世代といわれる方々が後期高齢者になり、社会の大きな変革期を迎えるといわれております。本市も例外ではなく、様々な問題やこれまでになかった新たな問題などが出てくることと思っております。それらに向けられました方策を講じていかななくてはならないと考えております。近年では、孤独死という現実にも直面するお話も伺います。様々な場面に遭遇したり、難しい局面があるということも想定していかななくてはならないとも考えております。私はいつまで生きられるか分かりませんが、もしも自分が高齢者になったときにどのようにしてほしいかという思いなども含めまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めにお尋ねしたい内容が、御年配の方々への福祉に向けられました本市の方針、

お考えなどについてでございます。次年度はとりで未来創造プラン2024が始まります。中村市長が御就任されまして、新たな市政運営の中での策定であり、大変期待のかかるところと考えます。こちらの計画の中にも、高齢者福祉の施策事業が盛り込まれていることと思います。そして、高齢者福祉計画、介護保険事業計画が改められる節目でもございます。まずは、高齢者福祉への本市の理念につきましてお尋ねします。よろしく願い申し上げます。

〔7番 海東一弘君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、彦坂 哲君。

〔福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの海東議員の御質問に答弁いたします。取手市では、このたび市の最上位計画である第六次取手市総合計画の基本計画として、とりで未来創造プラン2024を策定いたしました。この2024におきましては、令和6年度から9年度の4年間を計画期間とし、計画には、目指すまちの未来として6つの政策、そしてそれにひもづく15の重点施策を定めております。そのうちの一つが「健康でいきいきとした社会の実現」、そしてそのための取組の柱である重点事業の1つとして「ぬくもりある医療・福祉の提供」となっております。令和6年1月現在の住民基本台帳によりますと、取手市の高齢者数——いわゆる65歳以上の方の人口は3万6,829人で、全人口10万6,008人のうち34.7%を占めております。また、後期高齢者となる75歳以上の人口は2万1,556人と、全人口の20%を超える状況となっております。先ほど議員からもございましたが、間もなく団塊の世代の方が全て後期高齢者に到達するということもあり、健康維持と自立を促進するとともに、高齢者の日常生活を支える事業を検討・実施していく必要があると考えております。人生100年時代を楽しく豊かに過ごせるよう、各種高齢者福祉サービスの提供、介護保険事業運営、そして地域包括ケア、これらの推進により一層力を入れてまいりたい、このように考えております。

〔福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） ありがとうございます。高い視点からのお話、また詳細に具体的なところもお示しいただけたと、そのように受け止めさせていただきました。次の質問に移らせていただきます。

私が住む地域のほうでは、現状としまして、私の分かる範囲になりますけれども、少なくとも私の地元地域のほうで課題に挙がっていることは、地域のほうにも情報が欲しいということでもあります。地域の方々とともに立哨活動や見守り活動、訪問活動をしている中で、誰がどこに住まわれているかなど把握しておりまして、大まかな状況は分かっているつもりではございます。しかしながら、その方々の生活や御様子など、詳しいところまでは分からないのが現状であります。プライバシーに関わることでもありますので、お聞きすることが難しいところでもございます。ですが、私たちが活動する際に、あらかじめ情報をつかんでおけば動きやすくなりますのも事実と考えております。通告2番目の高齢者世帯の把握と情報提供につきまして、まず高齢者の方々の状況・実態などは、市のほう

ではどのように把握されているのか、お尋ねしたいと思いますけれども、本市の介護認定率は約14%と思います。元気な御年配の方が多くいらっしゃると思います。介護認定を受けていれば、地域包括支援センターとつながりがあったり、その世帯の状況は把握できると思いますけれども、介護認定を受けずに生活をされている方の生活実態・状況につきましてはどのように把握されているのか。介護認定を受けていないということは、どちらの機関などにもつながりを持っていないと思いますので、孤立してしまうケースがあるのではないかと考えます。もしかしますと、何かしらのサポートが必要な方もいらっしゃるのではないかと考えるところでもあります。そのような方の把握というのは、市のほうではどのような対応がなされているのか、質問が長くなりましたが、全体的に高齢者の世帯の把握につきましてお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） それでは、海東議員の御質問にお答えいたします。高齢者の実態把握、特に要介護認定などを受けていない高齢者の把握、それに対する相談体制、さらには市が把握した情報を地域でという御質問でございました。取手市では、主に民生委員、また地域包括支援センター職員が高齢者を戸別訪問し、その実態の把握に努めております。民生委員法という法律には、民生委員の職務が、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと——などと定められております。取手市内の民生委員は、取手市からの依頼を受け、独り暮らしや高齢者のみで暮らす世帯を訪問し、高齢者の実態把握、急病など緊急時の対応に役立てるため、氏名・住所・緊急時の連絡先・かかりつけ医などの情報をまとめた高齢者台帳の整備を行っております。この取組は年間を通じて行われ、対象者に台帳の趣旨を御説明し、個人情報のご提供をお願いしているところでございます。令和5年4月1日現在、高齢者台帳の登録世帯は、独り暮らし高齢者として登録されているのが4,846世帯、高齢者のみで生活されている世帯として登録されているのが4,856世帯の計9,702世帯となります。また、市内の社会福祉法人などに委託し5か所設置しております地域包括支援センターは、要介護認定を取得しておらず、ケアマネジャーなどの関わりがない世帯を対象に戸別訪問を行い、各世帯の状況の把握に努めております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） ありがとうございます。民生委員の方々の御尽力というところもあるのだと、今受け止めさせていただきました。また地域包括支援センターの職員の方々の戸別訪問というところもされているということで、詳しく御説明をいただきました。ありがとうございます。介護認定を受けていない、つながりがない方々とも思っていましたけれども、接点を持たれているということで、今、そのように感じたところでございます。先ほどのお話で緊急時というお話もありましたけれども、この緊急時というのはどのようなときなのか、こちらにつきましてお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。今、緊急時ということでしたので具体的にお話しさせていただきます。例としましては、高齢者の安否確認への対応が挙げられます。例えば、市民の方から御近所の方の最近お姿が見えない。また、新聞受けに新聞

がたまっているけども無事か心配、といったお声が寄せられ——関係各所に寄せられるということがございます。その際に、緊急連絡先として聞き取っておいた連絡先、例えばお子さんですとか御兄弟に連絡をして、最近の生活の状況をお聞きするとともに、そういった周りの方が心配しているという状況を報告させていただいております。また緊急連絡先がないという方も——身寄りがいないという方も中にはいらっしゃいますので、我々——私どもとしましては、そういう状況を踏まえて警察等に御相談することもございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） ありがとうございます。詳しい御説明いただきました。ありがとうございます。高齢者世帯の方々の把握というところは理解することができました。先ほど申しあげました情報などにつきまして、地域のほうに下ろしてくださいますと、私たちが活動しやすいと考えるところでございます。例えば、このおうちには認知症症状の方がいらっしゃることを知っていれば、時折訪問などしまして御様子を見に行くこともできます。見守りなどが必要な方という世帯には大変効果的と考えます。この点からも情報を共有しまして連携を図っていきますと、その御本人、また、その御家族の安心につながるのではないかと考えますのと、御担当の部署の方々にも一定の効果があるのではないかと考えます。そのようなお話が地域のほうで上がっておりますけれども、なかなか個人のプライバシーということにも関わってきますので、取扱いは非常に難しいと考えますけれども、市のほうでは、このような情報提供はなかなか難しいのか、この点だけお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。先ほど御説明いたしました高齢者台帳でございますが、急病・事故などの緊急時に市による迅速な対応を目的として、個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるときには、目的外利用また警察などへの外部提供を行うことも、台帳作成時に、情報提供いただく高齢者ご本人には御説明しております。しかしながら、今申しあげましたとおり、高齢者台帳の情報は、市が対応する緊急時のために収集させていただいているというところになっております。高齢者台帳で民生委員を経由して市に提供されました情報は、消防を含みます市が高齢者見守りを行うために使用いたします。自治会や自主防災組織に共有することを前提とはしておりませんので、一律的にそういった地域の皆様に提供共有することはできないと考えております。しかしながら、災害発生時の避難支援を目的としました避難行動要支援者台帳については、高齢者の状況によって、民生委員さんが訪問の際に御登録を案内しているところでございますが、地域に自主防災組織が組織された場合など、その地域の見守りの担い手が取手市との情報取扱いについての協定を締結することで、地域と避難行動要支援者の情報を共有することは可能と考えております。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ただいまのお話で台帳のお話をいただきました。大変貴重な情報になるのだと思います。先ほどのお話の中で、地域包括支援センターの方々の訪問——戸別訪問されているということでありましたけれども、訪問活動はどのく

らいされていらっしゃるのか、そちらのほうにつきましてお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） それでは、地域包括支援センターの訪問実績について、御説明いたします。令和4年度、75歳以上独り暮らし高齢者885人に訪問しております。また、85歳以上で高齢者のみで構成されていらっしゃる世帯112世帯に、令和4年度は訪問いたしました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） ありがとうございます。大変な御尽力があるということが分かりました。情報の提供・共有につきましては、個人のプライバシーに関わりますので取扱いが難しいということも理解できました。地域のほうでは無理な詮索はしないように考えます。できる範囲の中で活動していきたいと思ひます。次の質問に移らせていただきます。

通告してあります3番目でございます。行方不明を防ぐ・見つける取組ということで、今後、認知症症状のある方が増えるという推計が出されています。特に認知症症状のある方の行方不明になることが顕著でありまして、先ほどの質問内容にも通ずる部分があります——あると思ひておりますけれども、認知症症状者を事前に把握していれば、その方の行方不明を未然に防げるのではないかと考えております。御家族が行方不明になりますと大変心配されると思ひます。行方不明者を出さない、未然に防ぐことができれば、安心して安定した毎日が過ごせると考えます。孤独を感じる御年配の方におかれましては、寂しさを紛らわすために外出をして迷い人になってしまいまして、行方不明になるケースもあると聞いています。行方不明を防ぐ・見つける取組に関しましては、市区町村・地域による取組事例ということで、厚生労働省からも示されています。ほかの自治体・地域による取組の中に、GPS機能を備えた機器類を身につけて取組などをされているところもござひます。本市ではどのような取組が進められていますでしょうか。このようなGPS機器を活用した取組も有効と考えますが、このような導入のお考え、また現在の具体的な取組・お考えなどを教えていただきたいと思ひます。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、彦坂 哲君。

○福祉部長（彦坂 哲君） 高齢者の行方不明を防ぎ、見つける取組について、答弁させていただきます。後期高齢者が増えていくことによって認知症状の——認知症の症状がある方や見守りが必要な高齢者の方は増えていくと考えられております。警察庁によりますと、認知症またはその疑いが原因で行方不明となった件数は、2022年には全国で1万8,709人で、10年前になります2012年の9,607人から約2倍になるなど、全国的に増加傾向が見られるとされております。取手市におきましては、このようなおそれのある方に、高齢者見守りキーホルダー・ステッカーを配付する事業を行っております。キーホルダーには個人を特定する番号が振られており、裏面には「もし私の身元が分からないときはここに電話してください」の言葉と、住んでいる地域を担当する地域包括支援センターへつながる24時間対応の電話番号を掲載しております。ふだん使用するバッグやつえなど、常に持ち歩くものにつけて御利用いただく仕組みになっています。ステッカーにつきまし

ては、靴のかかとや爪先部分に貼り付ける形のものとなっており、利用される方には5足を配付しております。また、特に認知症の高齢者の方は、多くの目で見守るということが非常に大切で有効なことだと考えています。これまで取手市は、郵便局や金融機関またコンビニエンスストアなどと個別に協定を結び、その中で高齢者の見守りに関する協力を依頼してまいりました。令和6年度の一般会計当初予算案には、新たに高齢者見守り事業に関する経費を計上させていただいております。市内のより多くの店舗や事業者が、通常の業務の傍らに高齢者の見守りに御協力いただく取組を進めていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） ただいま福祉部長から高齢者見守りキーホルダー・ステッカーの業務事業に関しましてご説明申し上げます。海東議員からは、他自治体のGPS機器の活用について御指摘がございました。その点についてお話しさせていただきます。取手市においても、令和元年度まで取手市徘徊高齢者家族支援サービス事業として、徘徊のおそれのある高齢者やその家族に位置情報端末機——いわゆるGPSを貸与する事業を行ってまいりました。しかしながら、当時ご利用者が年間を通じてほぼゼロという状況から、現在は事業を見直しまして、現在は先ほど申し上げますキーホルダーとステッカーの配付事業というやり方にさせていただいております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございました。本市もGPSの導入をされていたということは、私は存じておりませんでした。失礼しました。本市では現在キーホルダー、それからステッカーを利用した形で取組がなされているということで理解することができました。先ほどの取組事例で、別のところでは模擬訓練をされているところもございました。いざというときには、防災無線などで行方不明者の状況を聞きましても、特徴がなかなかつかみづらかったりと、——ある取組事例では、認知症の方やその御家族の目線で、安心安全に外出ができる町を目指すと進められているところもあります。その町ではオリジナルの訓練シナリオを作成しまして、訓練に臨まれているようですけれども、このような訓練は、いざというときに大きな効果を発揮すると思います。場合によりましては、認知症症状の方も御参加いただき、実践を想定したロールプレイング形式の訓練も有効ではないかと考えますけれども、本市におきましてはこのような取組などはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） それではお答えいたします。徘徊高齢者——行方不明になりそうな高齢者の保護の訓練ということで御質問でございます。毎年度1回、茨城県と県内市町村は、認知症高齢者などの行方不明、身元不明の広域捜査が必要となった場合の連携が円滑になるよう、広域捜査依頼訓練を実施しております。令和5年度は8月に行われ、全44市町村のうち取手市を含む38市町村が参加いたしました。これをもって茨城県との広域捜査になった場合の連携の訓練をしております。また議員ご指摘のように、県内他自治体でも、独自で認知症高齢者に扮したスタッフが実際に地域内を歩いて、地域で声かけや見守りを訓練としてやっていただく、認知症声かけ模擬訓練のような形で実施して

いる自治体もあることを確認いたしました。取手市としましても、この見守りの中心を担う市内5か所の地域包括支援センターなどと、実施について検討していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、彦坂 哲君。

○福祉部長（彦坂 哲君） さらにちょっと補足のほうさせていただきます。先ほど来より議員のほうから、認知症の方などの情報の共有に関して御質問をいただいております。現状において、できる部分、できない部分について、これまでご説明差し上げたんですけども、令和6年——御存じかと思うんですけども、令和6年1月1日には共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されております。この法律は、認知症の人が増加する中で、認知症の人が希望を持って暮らすことができるように、相互に支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としています。国民の皆さん一人一人が認知症に関する正しい知識を深めること、また認知症の人に関する——すみませんでした、もとい、認知症の人に関する正しい知識を深めることを基本理念の一つとしています。認知症への理解を広げていくことが、何よりも地域の皆さんが認知症の人と共生するハードルを下げていくことになると、このように考えておりますので、このような法の趣旨に基づきながら、少しずつでも理解を深めて、共生社会の実現に向けて推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございました。詳しいところまで御説明をいただきまして、ありがとうございました。ぜひとも進めていきたいと思っております。私も地域の方々とも含めまして、この認知症の理解というところも進めていきたいと考えております。ありがとうございました。次の質問に移らせていただきます。

通告の4番目でございます。御年配の方々に向けられましたお祝いなどにつきましてお尋ねします。本市におきましても事業が展開されていることと思っております。これまでこの国を引っ張ってこられ、今の取手市を築き上げてこられました先輩方に敬意を表しまして、祝福するためにお祝いをされていると思っておりますけれども、本市ではどのようになされているのかお尋ねしたいと思います。なるべく具体的に、根拠なども含めまして教えていただきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。当市では高齢者に対し、長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図り、その福祉の増進に寄与することを目的としまして、取手市敬老祝金条例を定め、毎年敬老の日の時期にお祝い金を支給しております。対象者は、年度内に88歳の米寿をお迎えになる方、また99歳以上の御長寿となる方に祝い金を支給しております。令和4年度は、支給対象者667名に、それぞれ1万円を支給しております。また、99歳以上の御長寿を迎える方に対しては、1万円に合わせまして取手市長名のお祝い状をお届けしてるところでございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございました。お祝い金になされてい

るということでありましたけれども、こちらのお祝い金の支給方法ということでありませけれども、ほかの自治体では、最高齢の方には、市長が直接お伺いされましてお渡しをされているという自治体もございました。高齢者の方、またその御家族の方におかれましては、大変励みになるのではないかと考えます。例えばですけれども、最高齢の方には市長がお届けに上がる。また2番目・3番目の方には副市長が直接お渡しになるなど、福祉サービスの向上につながり、福祉の増進に寄与するものと考えます。本市の——本市での支給方法などにつきましてこのような形態はいかがでしょうか、お尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） 議員からお祝い金の支給方法についての確認と、あと手渡しなどの他市の例を御紹介いただきました。取手市においては、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しまして、祝い金の支給については口座への振込、お祝い状の届けについては郵送という形で行っておりました。コロナウイルス蔓延以前は、99歳以上の御長寿の方には、取手市長や市職員がご本人様やご家族様の御都合がつく場合には訪問しての手渡し、もしくは入所されている施設の敬老イベントに合わせてお祝い金をお届けする、そういった敬老の気持ちを込めたお届けの仕方を行ってまいりました。アフターコロナの今後、ご高齢者の体調ですとか、併せてお立会いただきますご家族様のスケジュール調整などもございますが、支給方法、お届けの仕方についても、都度検討していきたいと考えております。なお、令和5年度——今年度の実施には、中村市長も1軒ご訪問いただいたところでございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございます。コロナで中断されていたということで理解しました。めったにお会いできない方とお話などができますと、特に御年配の方はうれしいと思います。大変な励みになると思います。御家族の方がいらっしゃる——いられれば喜ばれるのではないかなと、そのように考えます。私が以前、福祉の現場で勤めていた際に、それに近い経験がありまして、今申し上げたところでございます。私が調べた限りでも、ほかの自治体で条例に定めて実施されている自治体もありました。今後も進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、御年配の方々への催物やイベントなども開催することも有効的と考えます。こちらの点につきましてお考えはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。現在、取手市では敬老の日にちなんだイベント、いわゆる敬老のお祝い会を市の主催では開催しておりません。他の自治体では、9月の敬老週間にご高齢者に御案内しイベントを行っている事例もあると伺っております。一方で、財政的な問題ですとか、高齢者の嗜好の多様性などから、敬老イベントを休止・廃止するということが聞こえてきております。イベントの開催、また先ほど申し上げました祝い金の支給についても、敬老事業の実施については、その折々の財政状況を鑑みながら行われるべきと考えております。他事業とのバランスも考慮しながら、敬老事業

の在り方を都度都度検討してまいりたいと考えております。なお、老人福祉センターが2か所ございます、あけぼの、さくら荘。こちらでは施設のイベントとしまして、毎年敬老の日の前後に敬老まつりと銘打ちまして、日頃の施設を利用されてる方々の作品の展示ですとか、大浴場での天然温泉のサービス、こういったものを行っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。さくら荘、あけぼの、そちらのほうの事業は理解できました。それ以外のほうで、市のほうでも、ぜひ御検討を進めていただきたいと思えます。よろしく願います。次の質問に移らせていただきます。

高齢者の方々の生きがいつくりという点におきまして、本市も方策が施されていると思っております。事業も多く実施されていまして、高齢者福祉に向けられました多面的角度より展開がなされていると感じております。その事業の一つに、高齢者学級という事業がなされていると思えます。市のホームページには、生きがいつくりのための一事業に高齢者学級（公民館）というものを目にしました。私はこちらにつきまして存じておりませんでした。具体的にどのようなものか。講師の方を立てての講座形式なのか、または座談形式なのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、海東議員の御質問の高齢者学級について、答弁させていただきます。公民館では高齢者の皆さんへの学習機会の提供としまして、寺原・井野・白山・藤代の4公民館で高齢者学級の活動をしております。この学級では、高齢者が日常生活で自立して主体的に参加し、生きがいのある人生を送ってもらおうということを目指しております。講座の特徴としましては、高齢者の皆さん自らが講座の企画・運営に参加しまして実施しているところでございます。講座の形式は、単に座学だけではなく、健康を考慮し体を動かすものや参加者の交流を促す移動学習、創作活動など趣味を充実させるもの等、多方面に及んでいる状況でございます。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございました。理解することができました。とても素晴らしい取組と思えます。参加される方が自ら企画運営されているという点なども、今後ますます広がりがあればと考えますけれども、市のホームページに示されていますのは、先ほどお話にもありましたように、一部の地区のみで4つの公民館ということでございます。この掲載にありますように、この地区の方しか利用できないのか、ほかの地区は実施されていないのか。例えば、私が住む台宿に住んでいる方々はどのようにすれば参加ができるのか、そちらの点も含めましてお尋ねしたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 海東議員の御質問にご答弁申し上げます。高齢者学級のほうは確かに公民館に近い——近くにお住まいの方が多く参加いただいておりますが、他の地域の方でも参加いただくことができます。具体例を申し上げますと、藤代公民館の藤

代学園を例にしますと、全参加者の 20%の方が地区外の方から参加いただいております。また、御質問ありました台宿にお住まいの方でしたら、近くでは井野公民館もしくは白山公民館の高齢者学級のほうが設置されておりますので、参加いただくことができます。また、同じような内容・テーマで学んでいただける学級といたしましては、小文間・永山・寺原・井野・戸頭・白山公民館が女性学級を設置してございますので、そちらを御検討いただくことも可能でございます。また、生涯学習課主催の講座といたしまして、皆さんに参加いただけるシニア世代向けのN I S A等ございますので、マネープラン講座ですとか、健康づくりのための講座等も随時しておりますので、そちらも御参加いただけるかと思えます。以上になります。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございます。ほかの地域の参加も可能ということで理解できました。ただいまのお話で、マネープラン講座ですとか、興味深い話題などにも目を向けまして取り組まれているということで理解をさせていただきました。ぜひとも各地域、多くの方にも知っていただけたらと考えますけれども、周知というのはどのようなことをされていますでしょうか。こちらの点につきましてお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 藤代学園（OK）、女性学級（OK）については、広報とりでのほうで例年、募集・お知らせをして会員を募ってございます。また、2月、3月には公民館まつりを実施してありますが、こちらのお祭りを行った際には、学級の活動や成果物の展示を行いまして、併せて会員の募集を行っているところでございます。加えて、高齢者の方が参加できるものとしたしましては、毎年広報とりでの3月1日号に、「仲間募集！」というタイトルで、各公民館の活動中のサークルの案内を掲載してございますので、そちらのほうも併せて検討いただければと思います。以上であります。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございます。引き続きましてよろしくお願ひします。では、最後の項目、6つ目の質問に移らせていただきたいと思います。こちらを御覧なつていただきたいと思います。切替えをお願いします。

〔7番 海東一弘君資料を示す〕

○7番（海東一弘君） こちらは、取手市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、これの調査結果の報告でございます。この調査の中にいろいろな設問がございます。調査の目的であったりですとか調査方法も記載されていまして、この下のほうに様々なアンケート調査ということで設問がございます。1番目が、あなたの御家族や生活状況について、またお体に関することについて、食べることについて、などの設問がございます。その6番目に「たすけあいについて」という設問がございます。その中の設問の一つに、「心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人の有無」という設問がございます。こちらのほうの詳細がございまして——こちら48ページにその詳細が示されております。——失礼しました、こちらのページにあなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人は誰ですか、という設問でございますけれども、これを見ますと、やはり配偶者の方が一番多くて55.7%、次いで友人

43.6%、その次が別居の子どもと続きますけれども、その中に、そのような人はいないと答えられた方が4.4%いらっしゃいます。前回も4.4%と、ある一定の方が心配事や愚痴などをお話しされていない——お話をする相手がいないということが分かると思います。御回答されている方が1,466名でいらっしゃいますので、その4.4%、約65人の方がこのようにお話しする、そのような人はいないとお答えになられています。一定の方が本市にはいらっしゃるといってございます。あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人、そのような人はいないということだけで、自分は孤独だということには直結しないとは思いますが、ときには誰かに何かを話したいということもあるのではないかと私は思っております。地域活動の中で私に孤独というお話をされた方の中には、この調査に参加されまして、心配事を話せる人はいないと回答された方がもしかしたらいるかもしれません。こちらは本市の課題の一つではないかと思っております。現在の制度的な部分で、このようなお話だけを聞くという福祉サービスはなかったと思います。今後、自分の思っていることや話したいことを聞いてくれる人がいないという方が増えるのではないかと考えられます。先ほどの4.4%の数値がゼロに近づけば近づくほど、これまで以上に温かくぬくもりが感じられるようになると思います。そして、中村市長が掲げていらっしゃいます、住めば住むほど好きになる街につながっていくのではないかと考えております。この点につきまして、市のほうではどのように捉えて方策を進められるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、彦坂 哲君。

○福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。今年度、高齢福祉課におきましては、第10期取手市高齢者福祉計画・第9期取手市介護保険事業計画の策定に取り組みました。その中で、ただいま議員ご紹介の市内の高齢者の状況、心身の状態・意識、御意見などを調査するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行っております。これは今年度、全国の市区町村が計画策定のために行っております。厚生労働省のアンケート必須設問として設置したところが先ほどの愚痴や心配事を聞いてくれる人の設問となっております。こちらの設問に関してですが、選択肢は複数選択可でして、夫と妻などの配偶者、友人、別居の子ども、兄弟、姉妹、親戚など、またさらには近隣の方などを選ぶことができます。性別で見ますと、男性の回答者の70%の方が、愚痴を聞いてくれるのは配偶者（妻）と答えたのが最も多かったのに対しまして、女性の回答者においては、友人と答えた方が最も多く56%で、配偶者と答えた方は45%と低めの結果が出ておまして、男女で幾らか差はついているような状況です。先ほど御指摘いただきました、相談する人、愚痴を聞いてくれる人がいないという方の4.4%に関してですけれども、こちらは独居——独り暮らしなどで通常の状態において、あまり人との交流の機会がない高齢者の方、こういった方なども含まれているとは考えます。しかしながら、年齢——高齢か、そうでないかにかかわらず、望まない孤独——選んで孤独になっているとかではなく、望まない孤独は心身に様々な負の影響を与えるというようなことも、最近の研究結果としては出されているようなところもございます。独居の高齢者の方につきましては、さきの答弁でもありましたように、民生委員や地域包括支援センターにおいて把握したり、様々な施策において見守りを行っております。このような見守り活動をする中で、心に孤独感

を抱えていらっしゃるというようなことが分かった際には、例えばですが、近所の通いの場の活用であったり、市内で活動されていらっしゃる傾聴ボランティア、こういったものへの御相談などを案内するなどして、孤独、望まない孤独の解消に少しでもつながるように努めております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。詳しいところまでお話をいただきました。ありがとうございました。ただいま私が申し上げました内容は、大変細かいところではあると思いますけれども、大切な部分ではないかと思ひまして質問をさせていただきました。孤独を感じられている御年配の方は、本市にもおられるということで考えております。市のほうでも進められているということで、よろしくお願ひをしたいと思います。冒頭にも申し上げましたけれども、私が地域活動をする中でのことは、あくまで私が感じてのことです。しかしながら、地域の方々のお話の中では、何かのサインを出されてる方もいらっしゃるのではないかと思います。そのようなサインを見逃さないように、今後も地域活動に取り組んでまいりたいと考えております。今後とも御指導など、また取組などを進めていただきたいと思います。よろしくお願ひを申し上げまして質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、海東一弘君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 3時 02分散会